

9月10日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時00分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。
まず、29番、森川和美議員の発言を許します。

○29番（森川和美君） 登壇

改めておはようございます。きょうの1番目の質問者として、ひとつ気合いを入れて質問をやりたいと思います。

また、お忙しい中、傍聴者の方に心から御礼を申し上げて、早速、質問に入りたいと思います。

まず、1番目でございますが、消防行政について、ご承知のとおり、近年この救急車の出動回数が、非常にふえていると思っております。

そういった観点から、救急の医療体制の充実と高い救命効果の対策が求められているという観点から、次の5点について質問を申し上げます。

まず、1点目、高い救命効果を目指すための工夫、努力をどのようにされているか。また、課題は何かということでございます。

2番目は、消防と医療機関との連携については問題はないのかどうか。

3点目、救急救命士の配置人数は、全く支障はないのかどうかお尋ねいたします。

4点目、新消防庁舎建設計画がスタートをしているわけですが、この計画の中に、はしご車の配置が組み込まれているかどうか、お尋ねいたします。

最後の5番目、消防長は、今後、早い時期に、この内部の署員から登用すべきではないか、お伺いいたします。

大きな2点目、公共施設の維持、管理でございますが、本市には約520以上の公共施設、いわゆる館、箱物がございますが、それらの更新の投資が、その必要な公共施設数と修繕費、更新費の試算はされているかどうか。

これは、全国の自治体が、非常に今、頭を悩ませている大きな問題だと。あちこちの内容を見てみますと、議会でも、この問題がほとんど議論されておるようでございます。

したがって、本市の教育施設及び市営住宅を含めて、優先順位としてはどこの施設をどのような形にされていかれる計画なのか。これら全体のまた、基金設置状況はどのようになっているか、お知らせ願いたいと思います。

大きな3点目、教育行政についてでございます。

1番目、（仮称）松原小学校の建設が本格的に始まっております。24年度は基本設計料9,070万円と地質調査委託料900万円が決まっており、既に地質調査、9カ所、終了していると思っております。

平成27年4月開校が決定しているわけですが、現在の建昌小学校の児童数の推移はどのようになっているか、お知らせください。

2番目、建昌小学校区内に、一般住宅建築及び土地の開発、あるいは共同住宅等が非常にこの申請等が上がってきておるようでございます。そのような観点で、この既存の建昌小学校の現在の状況に、特にこの課題、問題点はないのかどうか、お知らせください。

3番目、校長、教頭住宅建設はどのようになっているのか。この学校建設の道路向いのほうに、その用地は確保してあるわけですが、今後、どのようになっているのかお知らせください。

4つ目、新聞紙上での一連のいじめ問題、この対応について、その関係の教育委員会の対応ですよ。その対応についての本市の教育長の見解をお伺いいたします。

また、本市でも、アンケート調査なるものを行っておられるようでありますが、さらにもう一遍、中身の濃いアンケート調査などをする考えはないかどうか、お知らせください。

最後の大きな4点目、地方公務員給与についてでございますが、8月18日の新聞報道では、財務省が総務省に通じて都道府県などに対して、地方公務員の給与削減を国家公務員並み、これは2年間限定で7.8%削減が決まっておるわけですが、このことを地方公務員にも同調するような要請したというような記事があったわけですが、このことについての市長の考えをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 登壇

森川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち3問目の教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の消防行政についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

高い救命効果を目指すために、市民への応急手当講習、AEDの普及促進、救急医療情報キットなどの啓発活動を推進しております。また、重症患者等については、昨年12月から運用を開始されたドクターヘリを積極的に活用しております。

なお、救急隊員及び救急救命士は、病院実習や医療機関等が実施する症例検討会等に積極的に参加して質の向上に努め、医師や医療関係者などと顔の見える関係を構築しております。

課題として、市民の「救える命を救いたい」という視点に立って、より迅速に的確な病院へ搬送することと同時に、救急車の出動回数の増加にはいろいろな問題もあることから、救急車適正利用についての啓発活動を推進していくことも重要だと考えております。

医療機関との連携については、始良保健所、始良郡医師会、始良伊佐地域救急業務高度化協議会などで医師や医療関係者等との連携を図り、今後とも実効ある協議を実施してまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。

救急救命士の配置人数につきましては、中央消防署に6人、始良分遣所に6人、蒲生分遣所に4人の計16人を配置しております。

総務省消防庁が示している消防力の整備指針では、救急車1台につき救急救命士の人員が1人以上と規定されており、基本的には現在の配置人数で支障はありませんが、今後も引き続き救急救命士の育成に努めていきたいと考えております。

4点目のご質問にお答えいたします。

新消防庁舎建設計画では、はしごつき消防ポンプ自動車30m級を配置することを想定し、車両の長さ、高さ及び幅を考慮した庁舎建設を予定しております。

5点目のご質問にお答えいたします。

消防長の内部登用につきましては、市長部局からの出向ではなく、消防職員の士気を高める上からも、その必要性を認識しているところであります。

今後の登用につきましては、消防長としての職責を果たし得ると判断できれば、消防職員、一般職員にこだわらず、登用していきいと考えます。

次に、2問目の公共施設の維持、管理についてのご質問にお答えいたします。

老朽化に伴う更新投資が必要な施設としましては、始良本庁舎本館、加治木総合支所庁舎及び蒲生総合支所本館など多くの公共施設がありますが、公共施設の維持管理や改修の計画は作成しておりませんので、基本的には、大規模な修繕の必要がある場合には、実施計画で検討後、予算を計上し、修繕等を実施しております。

また、比較的小さな修繕の場合は、予算の範囲内で修繕を行っております。したがって、更新費の試算は行っておりません。

教育施設の校舎や体育館については、建てかえについての試算はしておりませんが、修繕についての試算は行っております。これらの建設年度はさまざまですが、日々の維持管理により長寿命化が図られており、老朽化の度合いは異なってくることから、建てかえの優先順位はつけがたいところであります。

なお、始良公民館につきましては、利用者も多く老朽化しているため、改修を最優先に考え、本定例会に設計委託料を計上しております。

また、市営住宅につきましては、本年3月に策定しました始良市公営住宅等長寿命化計画で、平成33年度までの整備計画を策定いたしました。この計画では、建てかえ、戸別改善、用途廃止等にかかる経費の試算も行っております。

優先順位としましては、公共施設の経過年数や老朽化の度合い、今後の利用状況等を総合的に勘案し、順次、計画的に整備してまいります。

なお、公共施設の修繕等の財源に充当することのできる基金は、庁舎建設基金と市有施設整備積立基金であります。

次に、4問目の地方公務員給与についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、8月18日付の読売新聞におきまして、「財務省が総務省を通じて自治体に対し給与削減を求める考え」と報じられました。

しかしながら、後日、川端総務相が大臣会見において財務省に問い合わせたところ、財務省は一切関与していないとのことであったとの発表をされております。

職員の給与につきましては、今後も地方自治法に基づき、近隣市町との均衡を図るとともに、県市長会等での協議状況を見ながら適正化に努めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の教育行政についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

建昌小学校の児童数は、平成22年度、878人、23年度、900人、24年度、917人と約20人ずつふえております。平成25年度は、転出入を考慮しない場合、現6年生と新1年生の増減の関係から883人、26年度は909人と推計されております。

ご指摘のように、一般住宅建築申請が非常に多いことから、転入・転出等による児童数の増が予想

されますが、過去3カ年の増加数から推計しても、現施設の中で対応可能と判断しております。

3点目のご質問にお答えいたします。

当初、他の小中学校と同様、学校の近くに校長・教頭住宅を建設する予定で、用地の確保もなされておりましたが、松原地区は民間の賃貸住宅やアパートも多いことから、校長・教頭住宅の建設は行わず、これらを利用してもらうこととしております。

4点目のご質問にお答えいたします。

新聞やテレビなどさまざまな報道機関によりいじめ問題が報じられ、当該教育委員会や学校の対応について問題点などが指摘されていることは承知しております。

この件は、問題のあった教育委員会や学校の対応が十分でなかったことから、今回の事件が大きく取り上げられることになったものと理解しております。

本市教育委員会では、各学校に対してそれぞれの教職員が、いじめ問題は「どの学校でも、どの子でも起こり得る」、「インターネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気づいていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との認識に立ち、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、教職員間で情報交換を行ったり、定期的にアンケート調査を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めるよう、これまで指導を行ってきているところです。

また、市教育委員会としましては、いじめの訴えがあった場合には、各学校と連携し、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をするよう指導しているところです。

基本的には各学校が直接対応しますが、事例によっては市教委も保護者からの教育相談に応じたり、臨床心理士を派遣し、カウンセリングを行ったりして、いじめ問題の早急な解決に対応しております。

なお、毎月、各学校からいじめの発生状況について報告させ、常に、いじめの認知状況の把握に努め、学校の迅速かつ誠意ある対応について指導を行っているところです。

以上で答弁を終わります。

○29番（森川和美君） ただいま、この答弁をいただきましたが、非常に私が納得するようところが大部分ありますけれども、もう少しお聞きする点がございまして、再質問をいたします。

まず、この消防行政でございますが、この消防の行政につきましては、やはり特別なご苦労がされているところに、こういった質問をするのは、なかなか勇気が要るわけですが、しかし、自分が思ったり、あるいは住民の方からいろいろ言われることを代弁するのが、議員の役割ということから、二、三、お尋ねするわけですが、答弁の中に、救命効果をさらに高めるためのいろいろなここにAEDの普及促進とか、救急医療情報キット等、あるいはまた、啓発活動を推進しておりますと。重症患者等については、昨年12月からドクターヘリも積極的に活用しているとあります。

確かに、そういう努力されている、工夫をされているところは認めるわけですが、そこでお聞きしたいのは、まず、救急車の要請の電話が入る。そして現場に到着する。それから、その要請された方のいろんな様態を見ながら、受け入れの医療機関を決定して、そして搬送にスタートするわけですが、この電話を受けてから病院の受け入れを決定して、その期間の時間をおおよそ決めていらっしゃると思うんですが、それはもちろんその距離的な問題もありますけれども、大体何十分ぐらいを決めていらっしゃるんですか、まず、これをお知らせを願いたいと思います。

○消防長（黒木俊己君） 時間的には、大体30分以内というような形で、平均的にはなっているよう
ございます。

○29番（森川和美君） 確かに、電話で救急車要請をされて、現場到着は、非常に速いと認識してお
るわけですが、そこから医療機関にいろいろ問い合わせをされて受け入れを決定する。そして、その
要請者の宅から搬送スタートまでが、非常に電話、時間がかかっているのではないかとご指摘を
よく受けるんですね。

やはり、当事者においてはもう、1分でも30秒でも早く出てほしいわけですが、そこらの問題につ
いては、私が2番目に質問をしている医療機関との連携がどうなのかということなんですけれども、
ここらはどうなんですかね。

今まで、受け入れを拒否されたり、あるいは俗に言うたらいまわし、そういうことが頻繁にあるの
かどうか、お知らせください。

○消防長（黒木俊己君） 議員が仰せのように、搬入依頼をした場合に、1回で受け入れてもらえない
こともございます。二次救急機関から夜間の初期救急医療の受け入れや軽症患者の救急搬送、それか
らいわゆるコンビニ受診といったものがございまして、なかなかその対応に追われて、重症患者の受
け入れにも支障を来しているというような状況がございます。

そういった中で、23年度で申しますと、搬送件数が2,917件ございます。そのうちの重症以上の傷
病者搬送が478件というふうなことで、搬送受け入れが2回以上行った件数、依頼をして2回以上行
った件数が270件です。

そういった関係で、非常に何回か搬送依頼を申し上げて受け入れていただくというのが、今の現状
でございます。

以上です。

○29番（森川和美君） ということは、夜間にそのような傾向があるというふうに理解していいわけ
ですね。

そうしますと、昼間と夜間の割合はどの程度ですか。

○消防長（黒木俊己君） 23年度で申し上げますと、時間を昼と夜とちゅうことで、8時から18時
まで、これが2,005件ということで66%、それから19時から朝の7時まで1,054件ということで34%、
このような状況でございます。

○29番（森川和美君） そういう結果が明らかであれば、やはりかねてからの医師会との綿密なコミ
ュニケーション等が非常に大事になってくると思っておるわけですね。そういうことを今後、ひとつ
あらゆる角度から努力をしていただきたいものだと思います。

この救急救命士配置人数は、私は少し考え違いしております、救急車に3人とも救急救命士が乗
らんにゃいかんというふうに思っておりましたんで、これはもう1人以上同乗すればいいということ
ですので、これは私はもう尋ねる必要はないと思っております。

4番目の新消防庁舎建設計画のこのはしご車の問題、これはたしか消防統括管轄内に15m以上の建

築物が10棟以上あると、はしご車を配置せんにゃならんというふうなことだと思んですが、今現在、始良市内に15m以上の建築物、何棟ぐらいあるんですかね。

私が目をつぶってみると、30以上あるんじゃないかと思っておるんですが、まだあるんでしょうかね。

○消防長（黒木俊己君） 高層ビルということでございますけども、消防法の規則にのっとりまして17項目に分けておりますが、防火対象部署ということで全体で1,427棟ございます。そのうちの3階以上の建物が111棟、そして15m以上の施設が、うちの17棟ございます。

以上です。

○29番（森川和美君） 私が、五、六年前に調べたところ、県内の消防本部内ではしご車を配置、設置してないところは、もう5つ、6つの消防本部だと思っておるんですが、現在、どうなんですか。

そして、このはしご車を配置していないということで、万が一、8階、7階あたりで火災等が発生したり、あるいはいろんなほかの災害等で、どうしても高いところの方を助けなならんといったところなんかの場合は、どういった、いわゆる消防の内容、ところでは、そういう高層の建築、その持ち主等あたりなんかと、かねがねどのようなその連携協議をされているんでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） 県内の消防本部のはしご車の設置につきましては、後ほど担当課長に答弁させますが、今までのそういった高層ビルの火災というのが2件ほどございました。

まず、山田の旧始良町時代の、今、市営住宅になっておりますが、あそこでぼやがございました。それと、加治木の北ですかね、神社の前のビルが、加治木ルミナスビルというのがございますけども、その火災がございまして、この2件がございましたが、これはいずれも階段を使って消火できたというようなケースでございます。

はしご車があれば大変助かるわけでございますが、やはりどこでも利用できるものではございませんで、足場がしっかりとしたところで、アームを据えて、はしごを立ち上げるというような形でございます。

そういうようなことから、今の始良市の消防本部では設置をしておりませんけども、今の救急の対応といたしましては、通常の階段を使用するか、ベランダに三連ばしごというのがございますが、これを使いまして、仮はしごを使用いたしまして侵入して、建物の3階以上の各階の消火に当たると。

そしてまた、今の3階以上の建物につきましては、連結の放水管というのがビルの中に設置がされております。そういった送水管を使っての消火活動を行うというようなことで、今、消防体制はとっているところでございます。

あと、はしご車の設置につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○消防本部消防総務課長（宮路博文君） 消防総務課の宮路と申します。よろしくお願いたします。

お答えいたします。

県内にはしご車の保有していない消防本部は、本所を含めまして8カ所ございます。19本部中8カ所でございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 今、お聞きになりましたように、はしご車をこの答弁の中には、この新庁舎建設計画では、はしごつき消防ポンプ自動車30m級を配置することを想定し、車両の長さ、高さ及び幅を考慮した庁舎建設を予定しておりますという答弁になるんですが、市長にお尋ねいたしますが、これは前向きに検討するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 消防力の整備につきましては、年次的にその整備する計画にしているところでございますが、そういう中で、このはしご車の問題につきましては、車両の問題、それから人員の問題等々がこの後に控えておりますが、とりあえず、収納確保できるスペースは十分とりたいというふうに考えております。

○29番（森川和美君） これ、以前に、はしご車の価格を聞いたことあるんですが、約2億近くだというふうに聞いた記憶があるんですが、やはりそれぐらいするんですかね。

○消防長（黒木俊己君） 以前もご回答を申し上げたように、30m級で約2億円というような形でございます。

○29番（森川和美君） 確かに高額な1台の価格であります、やはりこの始良市内の住宅状況の環境をきちっと総点検をしながら、お金がかかるものに対しては、やっぱりきちっと配置すべきだというふうに考えておりますので、ひとつ前向きに配置に向けて努力をしていただきたいものだと思います。

次に、最後のこの消防長の登用の問題ですが、ご承知のとおり、消防組合時代からずっといわゆる役所の本庁のほうから、2年交代あたりでこの消防長がされておるんですけども、答弁にありますように、合併して消防署も、いわゆる市長部局に入っているわけですので、士気の向上、あるいはそのさまざまな角度からした場合に、そろそろこの内部から消防長登用をやっぱり確実に私はやるべきだと思っておるんですが、市長の考えをもう1回、答弁には大分考えが出ておりますけれども。

○市長（笹山義弘君） この消防長の登用につきましては、議員仰せのとおり、まさに消防職員のほうから登用するということになりますと、職員全体の士気は上がろうというふうに思います。

そういうことから、そういう効果は出るということは考えているところでございます。

ただ、今回、始良市になりまして、職員も一部事務組合職員から市の職員というふうになりました。そういう中で、職員一人ひとりの資質を高めるということも必要でございまして、消防長というのは大変な重責でございますので、そういう意味で、行政のある程度、経験もさせて、いろいろ経験を積んだ上での消防長登用というのが、いいのではないかと考えております。

そういうことから、全てをいろいろ検討しながら、今後は進めていかしていただきたいというふうに考えております。

○29番（森川和美君） それでは、次の公共施設の維持、管理についてに入りますが、これは先ほど冒頭に申し上げたように、この各地方自治体は、非常にこれ、この問題に最近、頭を悩ませている問題だと新聞にもよく出ておりますね。

読売新聞にも、上・中・下と3回出ておりましたが、本市のこの公共施設、財産に関する調書ちゅうのがありますが、ちょっと数えてみたら、五百二十七、八あるんですね、五百二十七、八。で、小学校が18、中学校が5つ、公営住宅が団地としては58団地ですかね、棟数としては1,000棟ぐらい、部屋数としては。そして公民館が19、消防施設が31、校長・教頭・教職員住宅が43、集会施設が13、これらが中心的な、もちろん中央庁舎、蒲生総合支所、加治木総合支所等々がまだあるわけですが、ここの維持管理に対して、ほとんど手をつけていないという感じに見えるんですけども、どうなんですか。これ、いつごろまで、これをきっちりといわゆるマネジメントを作成されるんでしょうかね、お聞かせください。

それから、先ほどから出ていますように、始良市の公営住宅等の長寿命化計画、これをタベ、急いで読んでみたんですけど、これはもう大分いろいろ計画が進んでおるようですけども。

しかし、中身的には、ただ消極的な上辺だけの内容だけになっておるわけですよ。どれだけ、どこをどういった形で、いつごろ、どれぐらいの費用をかけて修繕をすとか、あるいは建てかえるというところが全然出てないんですけども、旧始良町の計画と旧加治木町の計画を総括的に見直して、計画を進めていくという内容になっておりますが、もうこれを含めて、これ、急がんならん問題だと思うんですが、総務部長、いかがですかね。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 詳細な部分ということでお答えさせていただきたいと思っております。

今、議員からご指摘いただいたといいましょうか、合併して3年目を迎えながら、まだ、そのような台帳的な部分が最終的にでき上がっておりません。

先般の一般質問の中でも、土地の関係については、一筆一筆整理をさせていただくと、現在、データベースでという、ペーパーベースから電算化という形でお答えをさせていただきました。

で、施設につきましては、今、膨大な数の施設がございます。それにつきましては、まだ、ペーパーベースから電算化されていないのが実情でございますので、まず、それを1施設ごとに仕上げている、先ほどマネジメントという言葉を使いましたが、先行している市におきましては、結局、今の維持管理だけではなくて、今後、どのように必要なのか、そこまで触れておられます。

そうしますと、どうしてもちょっと自前でやるには、一、二年、必要なかなというふうに考えます。

したがって、自分たちで施設をもう一遍管理しながら、今後、どのように最終的にその施設がどうなるべきなのか、そこまで検討させていただくためには、ちょっと時間必要といいましょうか、いただきたいなと考えます。

以上です。

○29番（森川和美君） この問題は、委員会の所管事務調査に行ったときの議会だより等を見てヒントを得たり、あるいはまた今回、始良町の中央公民館の大規模改修の計画が示されましたよね。

あれを聞いたときに、やはりこれは大きな問題だなと。ご承知のとおり4年ぐらい前でしたかね、始良町の公民館は約2億七、八千万かけて、舞台やら照明やら裏の控室等々が、いわゆる予算経費が使われておるんですけども、今回も3億近くですかね、計画されておる、最初から最後まで予算経費は。

そして、1年間、その公民館を閉めんにやならんという状況等を考えたときに、ぞっとするんですよ。

だから、五百二十幾らの施設、ここにこれは二日市市のあれなんですけど、ここは、うちより財政規模が100億ぐらい多いまちであるんですけど、ここの議会だよりのところに、この市は569もの施設があると。そして今後、60年間に必要な改修、建てかえ費用を試算したところ、2,400億円かかるというんですね、2,400億円。

そういったことを考えたときに、向こう二、三年間でいろいろ検討、いろいろな形で見直して現場確認しながら、あらゆる協議をして計画を進めていくということなんですけれども、それで、間に合うという言葉はあれなんですけれども、どうなんでしょうかね。

特にこの市営住宅、加治木総合支所、蒲生総合支所、耐震補強の問題等々、今、学校関係においても、この本体の耐震工事でもすけども、補強工事でもすけども、もうご存じでしょうけども、窓ガラス、天井が非常に今回の地震でやられたということを含める場合に、そういったところをやっぱり綿密に教育施設を含めて、市営住宅等を含めて、急がなならんと思うんですが、これ行革の水準、市長の立場はどうなんでしょうか、ひとつ、急に振りましましたけども。

○市長（笹山義弘君） 行革が答弁する前に、私のほうからお話をさせていただきたいと思うんですが、確かに、中央公民館、今の始良公民館ですけれども、それなりの経費を投入しないと、整備ができないということを判断いたしましてするわけですが、要は、もう今さら申し上げることじゃございませんが、始良市となったわけでございます。

そういう中で顔的な施設であると、また稼働も非常に高い。その中で、建設当初での理念のもとに設計建築された建物であるということの中から、今のなかなかニーズに合わないということも判断いたしました。

したがって、後年、何年とこの施設は何十年とまた使う施設であります。そういうことから、今後のニーズに合わせて、この際、しっかりとリニューアルをかけて、市民の皆様が使い勝手のいい公民館に、生まれ変わろうとさせていただいているところでございます。

そういうことで、施設、いろいろたくさんあるがことでございますが、その中でやはり考え方としては選択と集中ということで、一律的な整備ということもあろうと思いますが、そのことよりもまず、市制を敷いたという象徴的なそのことをやっぱり図る必要があろうということから、今回、そのようにさせていただいているところでございます。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

行革としましては、施設の整備部門等というようなところ、担当部署と財政って違いますけど、公の施設の見直し、つまり管理運営上のものも含めて、本当に必要性があるのかどうか、そういうのを含めて、市の公共施設の見直しの指針を示しておりますので、それを含めて、今後、その中でも検討していきたいと考えております。

○29番（森川和美君） 質問が多岐にわたって、時間がなかなか足りないんですが、この市営住宅の始良市の公営住宅と長寿命化計画のもう最後のところで、このアンケート調査を行っておられますよね、100ページ、101ページ。そして、102ページ、103ページ。

この結果というのは、もうわかっていると思うんですか、これ、平成23年度にされたんですよね。こういうのを含めて、市営住宅のあり方、あるいは投資経費、今後、どのように今、調整つちゅうんですか、決定をなされつつあるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 答弁をさせますけれども、その前に基本的な考え方を申し上げたいと思いますが、公営住宅を設置というのは、戦後、復興の中で、この公営住宅法というのはできております。

そういう中で、高度成長化の中でなかなか住宅が足りないということから、ほとんど40年代に前後、建築がされておるということで、大変老朽化しているということは、十分承知しているところでございます。

そういう中で、ただいままで経済は大変成熟してまいりまして、民間の活力といいますか、民間も相当成長してきておられます。そういう中で、公営施設、公営住宅のその設置法ができた時代と比しまして、今は、そういう民間が成熟した時代に入っているということと、公営住宅に対するニーズというのも、変わってきておろうというふうに思います。

したがって、特に町場的なところにつきましては、民間、民業を圧迫することのないように、共存共営できる形を模索していかなければならない。

また、中山間地域においては、なかなか民間の投資というのが難しゅうございますから、そういう中にあるのは、行政がちょっとリードしてそういう施策を展開していくという、ちょっと張り張りをつけるというようなことも必要になってこようと思います。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

この住宅の長寿命化につきましては、計画期間が平成24年度から33年、10年間を予定しております。その中で、用途廃止するもの、修繕をするもの、建てかえるものというような計画を立てております。

先ほどのアンケートの事柄については、担当課長がお答えいたします。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 建築住宅課の梶木でございます。アンケートの回答につきましては、この長寿命化のこの計画書の中では、アンケートの内容だけが書いてございます。結果につきましては、また後でお示しいたします。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 先ほど市長が答弁されました。私も、そこらあたりは認識しているんですけども、人口は恐らくこれ以上は、そう大きく増加は見込めないといった観点、あるいは民間住宅との絡み合い等々が、いろいろな問題があるわけですけども、しかし一方では、中山間地域に新築の住宅をつくっていくというところもあるわけですね。

そして古い、もう40年以上たつような住宅も残っておる。そしてしかも、その住宅には、例えば20室あっても、もう各棟に1軒しか入居してない団地も多々あるわけですが、そういったその状況を踏まえて、これもうもちろんこの10年間で計画立てるようにはなっておるんでしょうけれども、そういう悠長なことじゃ、入居者に対しても申しわけないだろうし。

ある団地の自治会長さんから、これ、平成20年度にもらったところなんですけども、ある団地なんで

すが、この床が、もうみしみし音がすると、床の全棟の点検をしていただきたいとか、あるいは網戸の問題、玄関ドアの塗装の問題、あるいはこの公園の外灯の問題。

そして、浄化槽の周りが非常に危険なところがあるとか、自転車置き場の問題等々の問題等もあるわけですね。単に、この建物だけの問題じゃないんですよ。そういう等を含めれば、もう限りなくこれ、予算の経費が必要なんですよね。

だから、今みたいな観点で、向こう10年間、20年間で決めていくんだということでもいいのかどうかというのは、私は懸念をしておるんですよ。これ、やっぱり特別なチームをつくって急がないと、先ほど申し上げたように、始良町の中央公民館みたいに多額の費用を投じて、そして1年も、最終的にはもう少し努力されて半年ばかりになるでしょうけれども、それでも半年は使えないという状況をやはり再確認すべきだと思うんですよ。

それだけ、やはりかねてからいろんな施設をきちっと点検しながら、大きな費用にならん前に、ぱっとこうやるということを考えていかないと、ほかの事業は、できなくなるようなおそれも発するんじゃないかということでお尋ねしたわけです。

これは、もう1回、一本に絞ってひとつ今度、質問をしていきたいと思っております。

最後の教育行政ですが、いじめの問題は、ここにありますように、いつでもどこでも、いじめっっちゃうのは起こり得る、起こっていると認識せんにゃいかんと思うわけですね。

そして、このいじめが、いじめというのは、皆さんもご存じのように、必ずサインがあるわけですよ、小さなサインが。そのサインを教職員がいかにキャッチするか、それから始まると思うんですね。

もちろん、そんなのないように、常々、あらゆる方々と連携しながらせんにゃいかんわけですけども、いじめというのは、非常にどこまでがいじめなのか、昔から、昔は、もういじめっっちゃうのは、すごいことがあっても、けんかやらいよというぐらいのあれだったんですが、今、もう周囲もPTAも、あらゆるところが非常にもう敏感になり過ぎておるわけですけども、これ、問題も教育関係の方はひとつ、いろいろな関係者と綿密に連携をとりながら、始良市からもうそのような問題の新聞記事が出ないように、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

この小学校関係の教頭住宅、校長住宅、今回の答弁の中には、(仮称)松原小学校の校長・教頭住宅はもうつくらないんだということで、私も、これは決断されたなと思っておりますが、現在、この教職員の校長・教頭住宅が、この財産調書で調べると、43あるんですかね、43ぐらい、43。

この校長・教頭住宅にかかる修繕費とかもろもろの年間の平均の経費は、どれぐらいかかっておるんですかね。それと、環境的な問題から、全てこれ、浄化槽なんですかね、お知らせください。

○教育部長(湯川忠治君) お答えいたします。

教職員住宅の維持管理事業といたしましては、平成23年度で申し上げますと、1,449万円程度かかっております。

トイレの浄化槽につきましては、単独浄化槽がほとんどだと考えております。

以上でございます。

○29番(森川和美君) 要らぬお世話、お尋ねをするんですが、その浄化槽の管理費は全部教頭・校長で見ていらっしゃるんですか。

それと、この新しい学校に、校長と教頭住宅をつくらないということであれば、ほかの現在の教頭・校長住宅は、今後、もうやめていくという考え方なんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目のほうを先に答弁させていただきます。

今回、建昌小学校につきましては、そういうことで先ほど答弁したとおりでございますけれども、比較的この住宅、賃貸住宅を得やすい環境にある場所につきましては、今後、既存の住宅は40年以上経過したものにつきましては、それぞれ民間の賃貸住宅ないしマンションを借り上げていただくということで、進めていきたいと思っております。

ただし、いわゆる中山間地域である学校では、そういった学校校区内に得にくい状況でございますので、それらについては、今後とも現在の管理職住宅として、場合によっては建てかえる、年数が来たら建てかえるということも含めて、維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○教育部長（湯川忠治君） 浄化槽の維持管理料につきましては、教育委員会のほうで負担をいたしております。

○教育長（小倉寛恒君） 既存のものにつきましては、その40年以上経過したものについては、今後は、いわゆる住宅を得やすい環境の地域にあっては、それぞれもう民間住宅を借り上げていただくということにしていきたいと思っております。

ただし、いわゆる得にくい地域、校区内にそういったものを得にくい地域につきましては、今後ともその住宅の維持管理に努めていきたいというところがございます。そういうふうに考えております。

○29番（森川和美君） 今、びっくりしましたね、浄化槽の管理費は教育委員会でもってると。これは当然、校長・教頭が持つべきじゃないですか。それはどこもそうなんですかね、他の他市も。

それと、時間がありませんから、これは答弁してくださいね。少し関連になりますので、消防行政をあと2つだけ、最後に。

各消防分団の手当をもう少し上げるべきだと、総務省あたりが言われています。このことについて、1週間ぐらい前でしたかね、蒲生高校にドクターヘリが来ておりましたね。私は、たまたまそこに通りがかったんですが、救急車が1台、消防車が2台、パトカーが3台来ておったんです。

そして、その通るところはみんな、これは訓練やろうかい、何やろうかいちゅって、車がとまりながら、とまったり、のろのろ運転しながら見てる、人が走る、道路を横切る、みんな見ているんですよ。

あの状況のときに、相当のいわゆる指導ちゅうんですか、全然、消防も警察もやってないんですよ。そのことについて、時間内にひとつ答え出していただければと思うんですが。

まず、浄化槽から。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

教職員住宅につきましては、その校長・教頭から、家賃という形でいただいておりますので、普通の貸し家と同じような形で、大家のほうでその管理をしているということでございます。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

まず、消防団員の報酬等についてでございますが、合併当時にも、県内の消防団報酬等について、一応、検討をいたしております。その中で、始良市の消防団の報酬につきましては、大体平均という形で、今の段階でいいんじゃないかなというようなふうを考えております。

それと、この間の蒲生高校のドクヘリの件でございますが、その日は蒲生も2回ドクヘリが参りました。そういうような関係で、一応、救助隊も駆けつけて、いろいろ交通整理、そして水が必要なところは散布をというふうな形になっております。

ちょうど議員がおいでのとときには、そういった道路での交通の段階していなかったと思いますけども、今後はまた状況を見ながらやっていきたいというようなふうに思います。

以上です。

○29番（森川和美君） 終わります。

○議長（玉利道満君） これで、森川和美議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前10時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時08分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

2番、笹井義一議員の発言を許します。

○2番（笹井義一君） 登壇

私は、さきに通告いたしました、スマートインターチェンジの計画と今後の予定について質問をいたします。

7月23日の全協で、スマートインターチェンジの計画と今後の予定についての説明を受けました。これまでの経過は、まず、平成22年10月13日に、スマートインターチェンジ整備事業設置可能性調査業務の委託をいたしております。それから、23年の7月27日には、スマートインターチェンジ整備事業実施計画書作成業務を委託いたしております。この2つで、大体形が見えてきているわけでございますね。

それから、24年2月20日、スマートインターチェンジの打ち合わせ会が行われ、平成24年5月6日に、スマートインターチェンジ整備事業、九州自動車道道路接続協議書作成業務も委託いたします。

そして、24年の7月18日、作業部会の事前打ち合わせ会が行われていると、このような経過を経まして、ほぼ、その形は見えてきているということは、もうこれ、わかるわけですね。

そして、今後の予定は、まず、平成24年7月25日に、スマートインターチェンジの作業部会を開催する予定であるということでございます。そして、年内に、これは年度ではなくて、年内に作業部会を行い、そして勉強会を行い、地区協議会で最終決定するという予定のようでございます。

連結許可が決定後、スマートインターチェンジ整備事業に着手すると、このような形のことについて説明がございました。

そこで質問でございますが、平成22年10月13日から、平成24年8月までのおおむね2カ年間、議会に対して具体的な説明はなく、全協での質疑に対しても、桜島サービスエリアか、あるいは高速バス停か決定していない旨の回答がございました。

予定どおり経過していくと、平成25年には、スマートインターチェンジの整備事業に着手する段取りになってくると思われれます。

そこで、議会に対しては、どの時点で詳細説明を行うのか。これはさきの一般質問の中で同僚議員の中で出てきておりますが、一応、通告しておりますので、お尋ねいたします。

2つ目で、全協での質疑に対して、桜島サービスエリアか、あるいは高速バス停かいまだに決定していないと回答がありましたが、現時点でも決定していないのか、お伺いいたします。

それから、3つ目ですが、桜島サービスエリアの建昌城址跡側、結局、西側のほうですね、ここは平成5年の豪雨で崩壊して、サービスエリアの施設が押し潰された経緯がございます。安全性に対する質疑に対して、安全であるところのような答弁がされたわけです。この根拠をお示し願いたいということでございます。

まず、1回目はこれで終わります、2回目からは質問席で行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

スマートインターチェンジの計画と今後の予定についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

スマートインターチェンジの計画と今後の予定につきましては、さきの和田議員のご質問にお答えしましたように、作業部会や勉強会を開催し、12月に開催予定の地区協議会に向けて協議を行ってまいります。

この地区協議会で、スマートインターチェンジの設置の位置や運用方法などを決定いただきますので、第2回定例会でお答えしましたとおり、協議会で決定後、周辺道路の整備計画を含めて、具体的にお示ししたいと考えております。

また、作業部会で桜島サービスエリア、あるいは帖佐バスストップのどちらに設置するかにつきましては、地域の状況や経済性などの比較検討表を作成し、地区協議会に提出する予定であります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

ご質問のとおり、桜島サービスエリアの北側の斜面は、平成5年の豪雨により崩壊し、復旧治山工事で、土どめの堰堤などが施工され、現在、安定した状態にあります。

桜島サービスエリアにスマートインターチェンジを設置する場合は、東側斜面の切り土を行うこととなりますが、道路構造令及び道路構造にかかわる技術基準、技術指針に基づいた、のり面の安定処理などにより崩壊防止対策を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○2番（笹井義一君） 簡便な答弁をいただきまして、和田議員の質問から、その答弁内容からしますと、これ以上聞くことはございませんので、以上で終わるといことになりますけれども、そういう

わけにはまいりません。

私は、23年度の4月定例会で、これは12月2日でございますが、桜島スマートインターチェンジの設置について質問をいたしました。

私は、始良市が負担する約6億円に対する投資効果についてただしましたが、答弁は一貫して、高速道路にかかる投資効果のみの説明でございました。

これは、国土交通省に対する許可申請のために、スマートインターチェンジ整備設置可能性調査業務を委託して、その結果に基づく投資効果が算定されておまして、そのことはわかっておまして、始良市がどれだけその事業効果が上がるのか、それを投資効果によってどれだけの効果があるのか。

そして、そのことが事業費の投資、6億を上回る効果があるのかと、そのことを聞いたわけでもございましたけれども、ああ、これは算定していないんだということで、説明を中止しました。

この調査で、既にスマートインターチェンジ整備事業設置可能性調査結果が出ておまして、まず1番目に、計画交通量は約7,200台でございますということ。多くと、1日当たり7,200台通ります。

それから2つ目は、料金収入はフルインターチェンジ、これは鹿児島方面と加治木方面両方乗り入れができるようなフルインターチェンジとした場合には、収入が支出を上回りますよというそういう回答で、ただし、鹿児島市方面への、これはハーフといいます、一方方面へのハーフのインターチェンジでは、逆転現象が起こりますよと、このような結果が出てきておりました。

それから3つ目は、投資限度額は約46億円ですよという、そういう調査結果が出ておりました。これらを勘案した場合には、(仮称)桜島スマートインターチェンジの整備可能性は十分にあるものと判断されると、このように結論づけされているわけでございます。

ただし、この計画交通量には、帖佐第一土地区画整理事業の計画交通量、約1日当たり9,000台、これが加算されているということで、どうなのかなということで上乘せしたら、この計画、推計した結果であると、このように書かれまして、疑問が残っているわけでもございます。

建設費用の負担区分については、サービスエリアから料金所までを高速道路株式会社、料金所から接続する幹線道路までを関係自治会、つまり自治体、始良市が負担するとしておまして、市が実施する接続道路の新設改良事業が約6億2,000万という、そういう試算が示されております。

そこで質問しますけれども、平成24年7月から、スマートインターチェンジ作業部会を開催し、年内に地区協議会で最終決定を行う予定と、このようになっているわけでございます。

それでは、地区協議会は、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、鹿児島県、それから学識経験者、始良市、県警で構成されているわけでございますけれども、1つ目は、この地区協議会では、スマートインターチェンジ整備事業設置可能性調査、それから実施計画書、そしてもう一つ、九州自動車道道路接続協議書、これを一括して審議するのか、まず一つ質問します。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) お答えいたします。

この地区協議会の中では、可能性調査の結果については、審議されないといいますが、可能性調査は、今現在、行っております作業部会の中で協議をいたしているんですけども、可能性調査の内容を国土交通省、それから西日本高速道路株式会社、鹿児島県などを交えて改めて協議をしておりますので、この可能性調査につきましては、その基礎材料というふうな形で使っております。

以上です。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

ただいま、次長が答えましたが、先ほど言われた接続可能等実施、それともう一つ、ここの3点についても、地区協議会のほうで最終的に審議される事柄でございます。

○2番（笹井義一君） 今、次長のほうは可能性調査のほうはやらないということでしたよね。で、私は3つ、今、聞いておりますが、実施計画書、これもやはり大切なものでございます、委託をしてわざわざ出しているわけでございますから。

それから、九州自動車道道路接続協議書、これも委託に出して、今、成果が上がってきているわけですから、これら3つをするのかということを質問したわけでございますが、可能性調査はやらない、これはわかりました。その実施計画書とそれから接続協議書、これはやるのか、やらないのか。今、部長はやるということございました、それでよろしいですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） はい、そのとおりでございます。接続の申請書、それから実施協議書を最終的に地区協議会で決定いただきます。

以上です。

○2番（笹井義一君） それではもう1点お伺いしますが、この地区協議会では、接続道路の新設改良事業、結局、高速のゲートのところまでの、市道から取りつけ道路のこの新設改良事業についても審議されるのか、お答えください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） この取りつけの道路につきましては、当然、高速道路に入る、あるいは出てくる交差点というのが発生いたしましたり、現在、通行車両を限定しない形で協議を進めていますので、大型車両等が通行できるようなカーブのとり方とか、当然、協議しておりますので、その設計についてもこの作業部会の中で協議しております。

以上です。

○2番（笹井義一君） 次に、この地区協議会の最終決定時期、これは12月ごろということの答弁でございますが、これに間違いございませんか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

ただいま、作業部会を7月、8月とやっております。日程的には12月で地区協議会に臨むものと考えております。

○2番（笹井義一君） 今、質問に答えていらっしゃるんですね。私は、最終決定時期を聞いていますよ。12月に入るじゃなくて、そこで結論が出ますかっていうことを聞きよるんです。

○建設部長（蔵町芳郎君） まことに申しわけございません。12月で決定を見るということで作業を進めております。

○2番（笹井義一君） はい、わかりました。

次に、地区協議会で決定された場合、改めて国土交通省に事業採択申請書を提出して、そして認可を受けなければならないのか、手続上、そのことについてお答えください。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

現在、作業部会、地区協議会と進めております。その中で、委託業務を出しておりますが、これ、連結申請に関する委託でございます。作業部会の内容を調整しながら、申請書を作成し、12月に決定を見て、国交省のほうに連結申請書を提出する予定でございます。

補足でございますが、この作業部会、担当作業部会は担当レベル、地区協議会は所長、部長クラスという形で審議をいたしますが、事前に、九州道路建設局が本所のほうと協議をしながらの申請となっておりますので、今までの例を見ますと、ほぼ地区協議会で100%満足するものができるかと、現—今までの例では、地区協議会でほとんど完全と申しますか、出して、認可は得られるものと考えております。

○2番（笹井義一君） それでは、ちょっと市長にお答えします。よろしいでしょうか。

今、この答弁書に、作業部会で桜島サービスエリア、あるいは帖佐バスストップのどちらかに設置するかにつきましては、地域の状況や経済性などの比較検討表を作成し、地区協議会に提出する予定であります、このように答弁がなされております。

ところが、この第1次実施計画がございますが、これの15ページにきちっと書いてあるんですよ。桜島サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を推進する、このように明記されております。

ということは、最初から基本的な考え方としては、この桜島サービスエリアにスマートインターチェンジを設置するんですよということが、ここに明記されているんですよ。

ですから、基本的には私は、これがメインだろうと思う。これに基づいてさまざまなものが動いているだろうと、それは基本だろうと思いますね。そのことについて、なぜ、このように2つに分かれて、そして検討までしていかなければならなかったか、その理由をお答えください。

○市長（笹山義弘君） このスマートインター構想というのは、始良市になる以前から、一部、構想としてはあったわけでございますが、始良市となっていていろいろと本市、この県央のよさを生かしたということで進めさせていただいておりますが、そのようなことから企業についても、この県央の位置的優位性ということについては、評価をいただいている。

ただ、この前から申し上げていますように、10号のああいふ人身事故等ですと、4時間もとまるということについては、大変な動脈をとめるということは、経済にとっても痛手でございます。

そういうことから、スマートインターの構想が実現できるとすれば、これらのことについて大変経済にも効果が大きいということでもあります。

その中で、スマートインター構想を進めるにつきましても、私どもはそのように考え、仮に構想を持ったとしても、可能性としてはいろいろな角度からもまないということがあろうというふうに考えます。

そういうことから、このバスストップのここを整備したほうが、経済的に優位なのか、それともス

スマートインターをしたほうがいいのか、いろんな角度からこの協議会で最終的には決定を見られるということで、私は認識をしているところでございます。

○2番(笹井義一君) 今の市長の答弁は、交通事故で例えば10時間、国道10号線がストップしました。で、それをカバーするためには、そこにスマートインターチェンジがあったら非常にいいと。

例えば、鹿児島はこちらに帰ってくる時に交通事故でも、絶対、もうストップになったといったときには、どちらに帰りますかね。帰ったら、多分、吉野へ上って高速道路に入ってくるか、途中から高速道路に入って、そして帰ってくる。

これは始良インターチェンジでも、加治木のジャンクションでも、そんなに問題ないんですよ。これが始良のそこにスマートインターチェンジがなければ、非常に不便かということは、私はそうではなからうと。

逆に、こういうことは言えると思うんですよ。例えば大津波が来ました。そして、この国道から下の方々が、どっかにか避難せんにやいかんとなったときに、どっか山の上に行かなければ避難はできない。ちょうど、高速道路の路面は、10mの津波よりも高さが高いというところで、結局、跨線橋を超えてまっすぐそのまま出ていって、そして桜島のサービスエリアのそこに入り込むことができれば、これはものすごい効果があると思う。

ですから、そういう効果は非常に期待できるけれども、あれがストップしたからそこを回ってきて、そしてサービスのスマートインターチェンジがあるから、これが便利になるという話は、私は少し違うのかなとそう思うんですけども。それはそれぞれのお考えでしょうから、そのことは追及いたしませんけれども、そのほうの効果があるんじゃないかと思っております。

私は、フルインターチェンジですね、桜島という線でやって、考えていかなければならないわけですけども、24年の7月から、このスマートインターチェンジの作業部会が行われていると。これは、地区協議会に出す資料をまとめて、きちっと成果としてまとめている。それに基づいて審査されるようにつくっていくと、そういうことだと判断しております。

そこで、私が問いたいのは、全容を見せなさいということじゃないんです。フルにするかハーフにするか、これは1つの方針は出してもどこにも影響はございません、私はそう思っています。

例えば、これを図面までつけて全部出せば、これは至らんのがおって、土地を買収したり小屋を建てたりいろんな人がおります。ですから、そういうことは決して求めているわけではございません。やはりそれは、きちっと守るところは守っていかなければならないと、このように考えているわけでございます。

それでは、作業部会のほうにちょっとお尋ねしてみたいと思うんですが、新たにスマートインターチェンジを設置した場合に、朝夕のラッシュ時には、やはりどっちにしても、向こうは私は考えられないと思う。というのは、縦につながる道路が確保できてない、あのバスストップは、こちらがきちっとした錦原線ですか、道路はあそこの二連ボックスのところまでいっているわけですから、こちらが幹線的な役割をするでしょう。

それから、交通渋滞が予想されるんだけど、この前の答弁で、片側3mの道路を整備していくんだということが言われました。これは多分、側道を拡幅して、そして3mを確保されるんで、6m余りの道路になっていくんだらうと思うんですけど、歩道をつけたり。

そうしたときに、それだけでは、とてもじゃないけれども、朝夕のラッシュ時には対応できないん

じゃないかと思う。

それからもう一つは、今、全く死んでいる二連ボックスですね、二連ボックスがそこから先はないということで、あの二連ボックスは確かに生かされる。結局、西側のほうにおり口を、昇降口をついた場合には、向こうから曲がって、あの二連ボックスを通過して、こっちの広い道路に出てくることで、多分、相当、これが生かされていくであろうというふうに思っているわけでございます。

この前は、答弁の中では、周辺道路は片側3m、速度設計、速度が40km、ここまでは答弁された、具体的に答弁されておりますね。ですから、先ほども申しましたように、高速道路の側道を使われるんであろうと。

で、今、作業部会で実際、検討資料をつくっておられるのは、フルのほうでされているのか、あるいは片側だけの方式で計画されているのか、その辺はお答え願えませんか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほど、片側3m、設計速度40kmでということでございますが、この入り口、高速へのオフランプ、オンランプにつきましては、フルでございます。

○2番（笹井義一君） それからもう一つ、一番心配、我々が聞きたいのは、このスマートインターチェンジがうまく作用するかという話なんですね。

そこで、作業部会で検討している交通渋滞緩和策、これの概要といいますか、こんなふうに回って、こうしてここに出てきていう、もうこれは絶対あると思うんですよね。それについてその概要をお示し願いたいと思います。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

取りつけ道路といいますか、現在の市道を利用した形で道路の改良を行ってまいります。渋滞への緩和策といいますか、サービスエリアのスマートインターの入り口につきましては、その入りのオン、それから出るほうのオフ、それぞれ別々の形でするような形で、今、協議を進めております。

当然、帖佐バスストップ側のほうも、そのような形をというふうなことで協議をするんですが、なかなか場所的に住宅が密集していますので、帖佐バスストップのほうは、オン・オフ一体型というふうな形で協議を進めております。

以上です。

○2番（笹井義一君） 先ほどのこの答弁の中で、西側のほうは、建昌城址のほうは土どめがきちっともうされているから、東側のほうをカットして広くしていくんだというふうな、そのような答弁がこの中にあるんです、答弁書の中に。

西側のほうは全て道路公団の修理じゃないんですかね、修理地は、あのサービスエリアの中のずっとブロックで囲ってありますよね、コンクリート塀で、それはこちらをカットしてやっていくということは、公団の敷地を買収して、そして広げるというそういう考え方なんですか、お答え下さい。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 桜島サービスエリアのほうに、そのスマートインターチェンジを設置する場ですけれども、その場合は、上り車線側のオン・オフの取りつけ道路、これは当

然、サービスエリアの西側のほうが、ちょっと山が迫っておりまして、そこは山をカットし、切り土しないとイケないということになります。

西側の平成5年の豪雨で崩れたところは、その当時の残土が残っているのか、ちょっとまたこれから地質調査をしないと、はっきりと言えないんですけども、ちょっとした盛り土になっているようでございますので、その分は片側3mの道路をつくりますと、用地買収をして道路拡幅をするということになります。

ですから、高速道路側のほうに道路を拡幅するということにはなりません。

以上です。

○2番（笹井義一君） この答弁書の中、3点目のご質問についてお答えしますということで答弁になっています。

「ご質問のとおり、桜島サービスエリアの北側の斜面は、平成5年の豪雨により崩壊し、復旧治山工事で土どめの堰堤等が施工され、現在、安定した状態であります」と。「桜島サービスエリアにスマートインターチェンジを設置する場合は、東側斜面の切り土を行うこととなりますが」と、このように書いてあるんですね。東側っていうのは、こっちのほうじゃないんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） なかなか表現が、東西南北、感覚的にわかりにくい表現でまことに申しわけありません。

あの二連ボックスを通りまして、くぐりまして、利用されたと思うんですが、始良ニュータウン側に、鹿児島側に側道を北側の側道を走られたときに、すぐ駐車場の手前に山がございますわね。そこを今、表現したことで、そこをその道路をつくる場合は、当然、高速から北側の治山で滑った手前、その切りが発生するものということで、答弁書に書いております。

○2番（笹井義一君） 結局、建昌城側のほうの出っ張りのところを切るということですね。

最後になります、ちょうど昼飯を食う時間を調整したいもんですから。

作業部会で検討されている取り付け道路の安全対策、これは我々として一番これを知りたいわけなんですよ、交通渋滞の対策と通勤・通学時の午前・午後のこの対策と、それから取り付け道路の安全対策、この部分は、当然、何部会やったですかね、そのほうでも、ここの部分が一番の重要な事項になっていくだろうと思うんですよ。

もう、結局、高速道路側とする、九州道路側とすると、もう投資効果はありますよということですから、これは何も問題にはならない。

だけど、本当に、そのサービスエリアの部分を大体使うと、想定したときに、その交通安全対策というその部分が私どもが一番懸念するところで、そのところをちょっと具体的に、具体的につけて形は大体言えると思うんですよ。この高架橋をつくった県道をずっとやってきている、あれはまっすぐに行っているわけですが、山形屋の前を通過して。

ですから、あれをメインとして使うのはだろうと思うんです。それから、側道をやはり生かす、もうそれしかないんです。それから今度はJAの前のその道路、それで中は一連ボックスですから、あれから向こうはちょっと厳しいんですけども、大体その辺がメインだと思うんです。それから、あそこのイオンのあの通りですね。

だから、その辺は途中から、イオンのあの線からまっすぐ今、道路を拡幅されて、今後できているような感じあります。

ですから、あれがずっと側道につながってやっていくのか。あるいは、あの道路が延伸されて、今、錦原線ですかね、あれ、県で高架をつくった、あの線と来て、そのあたりで交通緩和とか、あるいは安全対策とか、その辺を考えておられるのかどうなのか、そこをお聞かせください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

まず、桜島サービスエリアに設置する場合ですけれども、下り車線は、今の鍋倉触田線の道路改良というふうな形で行うというふうな協議を今、進めております。

それと、上り車線側は、今、二連ボックスから計画街路は一部150mぐらいあるんですけれども、それを利用して、それからちょっとすみません、市道名を忘れたんですけれども、墓地が墓があるんですけど、その横の軽が今、1台しか通らないような道路があります。それを拡幅するような形になっていくと思います。

以上です。

○2番（笹井義一君） おおよそ姿が見えました。やはり、その程度の形がわかってくると、大体その構想が見えるわけです。絵を示して、どこにどういうふうに行きなさいという話ではなくて、やはりこのような構想、具体的にこういう構想でありますということは示していただければ、我々も市民に対して話ができます。

しかし、いけんなっちょとなって、まだわからんと。どうしてん聞いても、許可が出るまでは説明がされないという、そういうことでは非常に困るわけでございます。

自分たちとしては、結局、津波対策では、この道路っていうのは、相当生きるよなど、安全対策として、そういうことも1つ考えられるという、そういうありがたい面も述べながら、これで一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、笹井議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。おおむね10分程度といたします。

（午前10時52分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時01分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

11番、竹下日出志議員の発言を許します。

○11番（竹下日出志君） 登壇

公明党の竹下日出志でございます。本年は、公明党にとって大きな節目の年に当たっています。それは公明党の不変の原点である「大衆とともに」の立党精神の淵源となった、第1回公明政治連盟（公明党の前身）全国大会が昭和37年（1962年）9月13日に開催されたのですが、ことしでちょうど50

年目を迎えました。

今から50年前といえば、国会は自民党と社会党（当時）による55年体制のもとで、不毛なイデオロギー対決に終始しており、その政治姿勢は片や大企業、片や労働組合の利益を代表しているというもの、庶民・大衆の声を直接聞き届けて政策に実現する政治姿勢は存在せず、庶民は政治から置き去りにされていました。

こうした中で公明党は、庶民、大衆の中から遊離した政治を変えるため、「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」との立党精神を高らかに掲げ、民衆の側に政治を取り戻す戦いを開始したのです。

公明党は、大衆福祉の政策を掲げ、寄せられた声をもとに、国や地方議会において、それまで考えられなかった具体的な提案をし、成果を上げることができました。

例えば、今では当たり前となっている義務教育の教科書無償配付を初め、児童手当の導入、乳幼児医療費の無料化、白内障手術への保険適用など、幾つもの実績によって、政治に大衆福祉実現の大きな流れを生み出したことは、画期的なことでありました。

こうして50年、大衆福祉の精神は、今も公明党議員の行動原理として受け継がれています。公明党の伝統とも言える市民相談は、年間約70万件にも上り、住民の皆様の悩みやご要望に真摯に耳を傾け、その解決のために全力で奔走しております。公明党議員が真剣に行動する姿は、公明党の立党精神のあらわれであります。

明後年には公明党は結党50周年を迎えます。国民の生活に責任を持ち、責任を果たしていく政党として、公明党はこれからも全力で戦ってまいります。

私は、さきに通告しました6項目について質問します。

はじめに、防災・減災総点検運動の実施について質問します。

東日本大震災から1年半が過ぎました。大震災以降、さらなる災害の危険性が叫ばれる中、国や自治体、また、国民一人ひとりの間で、防災のあり方、どうやって生命や財産を守るかが問われ、大きく見直されています。

世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が、日本で起きるとされています。また、地震、津波のほかにも、台風や集中豪雨、火山噴火の危険性もあります。まさに日本は、自然災害列島と言っても過言ではありません。

こうした自然災害の脅威をなくすことはできませんが、しかし、被害を未然防止することや軽減することは可能であります。日ごろから自分の身の回りで、防災の備えをしておくことが非常に大事であります。

公明党はことし2月、総合経済対策の一つとして、老朽化が進む社会インフラの再構築を訴えました。防災・減災ニューディール政策です。

現在、使用されている道路や橋、上下水道、港湾などの身近な社会インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたものばかりです。今では、あちこちで老朽化が進み、防災上、大きな課題となっています。こうしたインフラの整備は、集中的に取り組むべきです。景気対策としての効果も期待されます。

そこで、九州北部豪雨災害の教訓を生かし、災害から住民の命を守るため、河川・橋などの危険な箇所を住民の目線でチェックしていく、防災・減災総点検運動を実施する考えはないか伺います。

次に、市税等の収納率の向上対策について質問します。

現在、始良市において、市民が税金や各種公共料金を納めるには、市役所や金融機関の窓口で納める方法と、口座振替で自動的に引き落としされる2つの方法があります。口座振替は、指定された預金口座から、納期の期限日に自動的に引き落とされる制度で、納付の手間や納付忘れの心配がなく、安心して便利な制度で、始良市では、市・県民税のほか、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納付に利用ができ、多くの市民の利便が図られています。

利便性をさらに高めるものとして、公共料金の支払い手段として広がりを見せているクレジットカード会社なども、今後、市税等の納付に活用できるようにすることが必要と思います。これらの支払いの形態の場合には、いわゆるポイント還元などの特典がついていたりしますので、市民の意識に納税の義務感から、納めるとポイントがたまり、得をするといったお得感なるものが芽生え、収納率のアップにも貢献するのではないかと思います。

そこで、税金及び水道料金、市営住宅家賃等の公共料金のクレジットカードによる支払い制度を導入する考えはないか伺います。

次に、救急車に音声翻訳装置の導入について質問します。

外国人が日本で病気やけがをしても、言葉が通じないため、症状の確認などが困難なケースが少なくありません。市販の英会話教材など同様の技術を応用し、日本語の文字をバーコード化したA4サイズのシートと円型の翻訳機がセットになったものです。

使用方法は、シートに書かれた国旗の絵を患者に選んでもらい、救急隊員が円型のバーコードリーダーで国旗に触れると言語を認識します。「名前と年齢を教えてください」、「行きつけの病院はありますか」などの文字にバーコードリーダーを当てると、当該する言語で音声流れます。「もうすぐ病院につきますよ」など、不安を和らげる音声も収録しています。

総務省消防庁によりますと、外国人患者を想定した指先カードや冊子などは全国で導入が進んでいますが、音声式は例がないといいます。重症患者でも、音声の問いかけにうなずくだけで意思疎通ができます。

そこで、病気やけがの外国人を救急搬送する際、症状などを尋ねる言葉が17カ国語で流れる、外国人救急搬送シート（音声翻訳装置）を導入する考えはないか伺います。

次に、学校、公共施設トイレの整備について質問します。

トイレについては、住宅のトイレ環境が向上し、商業施設や駅などの公共トイレの改善が進み、学校のトイレについても、近年、整備された学校では、魅力的な実例が見られるようになってきました。

これに対して、既存学校施設については老朽化したまま、改修が進んでいないものが多く、総体的に取り残された存在になりつつあります。

学校トイレは、汚い・臭い・暗いの3Kなどと言われており、改修工事を要するものや、尿石除去や設備更新等の速やかな実施が必要なものがあります。

また、排せつ行為自体が恥ずかしいと無理に我慢する子どもや、からかわれるので、学校ではトイレに行きたくないとする子どももおり、健康を損なうおそれが指摘されています。

そこで、要旨1点目、市内の小中学校及び公共施設のトイレを、和式から洋式便器に改善する考えはないか伺います。

要旨2点目、重富小学校のプール横にあるくみ取りトイレを水洗トイレに改善する考えはないか伺います。

次に、子育て支援策について質問します。

乳幼児を持つ家庭が安心して外出できる環境の整備と、親子が楽しく過ごせる機会をふやすことにより、子育て中の母親の孤立を防ぎ、子育てに優しいまちづくりを推進する。そのため、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を赤ちゃんの駅として登録し、その所在を広く周知するとともに、設置を促すことにより、安心して外出できる環境づくりを推進していくことを目的とする、赤ちゃんの駅設置事業が全国各地で実施されています。

そこで、乳幼児を連れた母親が、気軽に外出できるように、赤ちゃんの駅を公共施設に設置すること。また、民間施設に設置を依頼する考えはないか伺います。

次に、円滑な投票のため、投票事務の改善について質問します。

期日前投票は、選挙の当日に業務や旅行等で投票することが困難であると見込まれる選挙人が事由を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出し、投票することのできる制度であります。

近年、この制度も選挙人に浸透しつつあり、期日前投票所では、宣誓書の記載等で混み合う場面も見受けられます。

そこで要旨1点目、受付窓口に提出する宣誓書への記入を自宅でもできるように、選挙のお知らせ（はがきサイズの投票入場券）の様式を変更し、裏面に宣誓書を掲載する考えはないか伺います。

次に、選挙公報は公職選挙法及び始良市選挙公報の発行に関する条例の規定に基づき、候補者の申請により、氏名、経歴、政見、写真等を掲載することになっております。

視覚に障がいを持つ選挙人が投票する権利を行使するための情報は、誰にでも等しく保障されるべきであります。

要旨2点目、視覚に障がいを持つ方への情報バリアフリー化対策として、全ての選挙において選挙公報の音声コード化を図れないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、4問目の学校・公共施設トイレの整備についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで、6問目の円滑な投票のため、投票事務の改善についてのご質問につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁いたします。

1問目の防災・減災総点検運動の実施についてのご質問にお答えいたします。

危険箇所の点検につきましては、道路、橋梁及び河川におきましては、定期的にパトロールを行っております。

市道の橋梁につきましては、昨年度、橋梁の総点検を行い、修繕計画を策定したところであります。

また、急傾斜地崩壊危険箇所などの点検につきましても、私も毎年、梅雨前に現地調査をするなど、住民の意向を聞きながら実施しているところであります。

今後も、これらの危険箇所の点検を実施することにより、災害の未然防止につながるものと考えます。

次に、2問目の市税等の収納率の向上対策についてのご質問にお答えいたします。

クレジット収納は、手元に現金を必要としない支払い方法であり、県内では、県の普通自動車税が、インターネットを通じたクレジット決済により、窓口などに出向かなくても支払いができるようになっております。

一方、市税など公共料金の収納において、クレジット収納を導入している市町村は、現在のところ県内にはないようですが、ライフスタイルが多様化する中、複数の支払い方法を市民に提供することは、公共料金の収納率向上はもとより、行政サービスの向上という面においても十分考慮すべきものであると考えております。

本市においては、新たな電算システムの平成25年度稼働に向けて作業を進めておりますが、クレジット収納などの新しい収納システムを追加導入する場合は、関係部署で構成する情報化推進委員会などで審議し、その上で電算システム等を含めた十分な調整をすることとしております。

クレジット収納は、新しいタイプの支払い方法であることから、カード取得資格や手数料、各種証明などについての新しい課題も出てくるものと考えております。

公営住宅については、本来、低所得者向けの住宅ですので、収入などの制約があり、クレジット契約そのものが難しい方もおられるのではと考えております。

また、家賃や水道料金に対しての手数料は、市税とは算定が異なり、同列では考えられない部分があります。現在のところでは、家賃や水道料金については市税とは異なり、クレジット収納で利用した場合、そのまま手数料が市に対し加算されます。

水道料金の納付につきましては、現在、口座振替が大部分であります。本年度からはコンビニ収納にも対応できるように準備を進め、利便性向上に努めているところであります。

このようなことから、クレジット収納の導入につきましては、税など公共料金の個々の費目ごとに検証し、あわせて行政サービスの向上と社会情勢を見据えながら、今後、研究してまいります。

次に、3問目の救急車に音声翻訳装置の導入についてのご質問にお答えします。

外国人救急搬送シートにつきましては、大阪府を中心に近畿地方の各消防本部で普及しつつあると伺っております。

このシートは、外国人及び救急隊員、双方にとって有効なものであるということは認識しておりますので、今後、先進地などの事例を参考にして検討してまいります。

次に、5問目の子育て支援策についてのご質問にお答えいたします。

赤ちゃんの駅につきましては、乳幼児のいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりの取組みの一つとして、ベビーベッドなどのおむつがえが可能な設備、またはカーテンやつい立てなどで仕切られ、プライバシーの確保に配慮された授乳スペースを設置する公共施設や民間施設に、「赤ちゃんの駅」と表記されたステッカーを施設の出入り口等に提示する事業であると理解しております。

市内の一部の公共施設におきましては、専用あるいは臨時的授乳室を設置し、おむつ交換などの要望に応じているところであります。

また、県では、かごしま子育て支援パスポート事業を実施しているところであり、現在、市内で44カ所の協賛店舗が登録されております。各店舗では、授乳・おむつ交換スペースの設置やミルク用のお湯の提供、購入品の割引サービスなどが実施されております。

今後とも、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援のまちづくりに、官民で取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 4問目の学校公共施設トイレの整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

近年、一般家庭においても洋式トイレがふえてきていることから、児童生徒も和式に比べ、洋式ト

イレを使用する割合がふえてきましたが、一方、肌の触れる洋式トイレを嫌う児童生徒もいるところ
であります。

現段階で、学校のトイレや公共施設のトイレを全て和式から洋式に改善する計画はありませんが、
今後、トイレの改修や新設にあたりましては、和式、洋式の割合については十分協議検討し、進めて
いきたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

重富小学校のプール横にあるくみ取り式トイレにつきましては、調査しましたところ、現在、ほと
んど使用されておらず、水泳の時間、児童はプール横の校舎のトイレを利用しております。

現状においても、ほとんど不便を感じていないことから、水洗トイレの改善は行わず、撤去する方
向で検討していきたいと考えております。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） 6問目の円滑な投票のため、投票事務の改善についての1点
目のご質問にお答えいたします。

期日前投票は、選挙の当日に業務や旅行等で投票をすることが困難であると見込まれる選挙人が事
由を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出し、投票することのできる制
度であります。

近年、この制度も選挙人に浸透しつつあり、期日前投票者も増加傾向にあります。期日前投票に必
要な宣誓書を投票所入場券に印刷し、事前に宣誓書に自書した投票所入場券を持参された場合、投票
所での受け付けも容易に済み、利便性は図られますが、一方、投票所内で宣誓書を自書することによ
り、本人確認ができ、なりすまし投票や二重投票を防止する効果があります。

現在、この件につきましては、県内で3市が実施しているようですが、選挙管理委員会で検討し、
近隣市町の実施状況を見ながら対処していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

選挙公報は、公職選挙法及び始良市選挙公報の発行に関する条例の規定に基づき、候補者の申請に
より、氏名、経歴、政見、写真等を掲載することとなっております。

選挙公報は、国・県の選挙は県が、市町村の選挙は任意で市町村が発行できますが、本市の場合、
平成22年4月25日執行の市長及び市議会議員選挙で初めて発行いたしました。

視覚に障がいをもつ選挙人が、投票する権利を行使するための情報は、誰にでも等しく保障され
るべきであると認識しておりますが、告示日から選挙期日までの期間が短く、短期間で作業を進めな
くはなりません。今後も、選挙公報の音声コード化につきましては、調査・研究してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○11番（竹下日出志君） 防災・減災総点検運動の実施について再質問いたします。

公明党は、災害に強い国づくりを目指して、国会議員、3,000人の地方議員、支持者、地域の皆様
と連携して、全国で防災・減災総点検運動を行っております。

市長も、「現地調査をし、住民の意向を聞きながら実施しており、今後も危険箇所の点検をす
ることにより、災害の未然防止につながると考えます」との答弁がありました。日ごろからの点検を実施
して、災害に備えることが大事であると思います。

鹿児島県の橋梁長寿命化修繕計画では、県の管理する橋が約2,400あり、損傷が確認された橋が663

橋あります。うち、修繕完了した橋が133橋あります。また、修繕が必要な橋が530橋あるとの調査結果が出ております。

そこで、修繕が必要な橋530橋のうち、始良市にある橋で修繕が必要な橋はどのくらいありますか伺います。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

橋梁の長寿命化修繕計画策定、これは先ほど市長が申し上げましたが、昨年度調査をしております。本市の市道にかかわる橋梁が304ございませぬ。そのうち2橋は修繕済みでございませぬが、あと修繕が必要な橋梁が156橋ございませぬ。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 現在、今の建設部長の答弁では、市道に対する橋の調査であります、私が聞いていますのは、県の管理している橋梁のうち、修繕が必要な箇所が530橋ある。そのうちの始良市についての修繕が必要な橋はどれくらいあるかという質問でありますので、再度、答弁を求めませぬ。

○建設部長（蔵町芳郎君） まことに申しわけございませぬ。ちょっとこっちの勘違いでございませぬ。

530のうち始良市関係につきましては、調査をしておりませぬので、後ほど調べさせていただきます、ご報告したいと思ひませぬ。

○11番（竹下日出志君） 県のほうでは、ちゃんと修繕計画が出ていますので、その辺は早急に調査していただきたいと思ひませぬ。要請しておきませぬ。

次に、市税等の収納率向上対策について再質問いたします。

クレジット収納は、県内では、県の普通自動車税が支払いができるようになっています。今後は、利便性を高めるため、また、市民の意識に納税の義務感から、納めるとポイントがたまり得するといったお得感なるものが芽生え、収納率の向上に貢献すると思ひませぬが、クレジットカードによる支払い制度を導入している全国の自治体はどのくらいありますか、伺ひませぬ。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、ありましたように、鹿児島県では、鹿児島県の自動車税ですが、全国では47団体があるようございませぬ。

○11番（竹下日出志君） 市長に伺ひませぬ。

税金及び水道料金、市営住宅家賃等の公共料金のクレジットカードによる支払い制度を早急に導入するお考えはないか伺ひませぬ。

○市長（笹山義弘君） 納税者の利便性を向上させるということは、大切な要素であろうと思ひませぬが、いろいろな実務を遂行するにつきまして、いろいろとございませぬので、その辺を今後とも研究してまいりたいというふうにお思ひませぬ。

○11番（竹下日出志君） 3点目の救急車に音声翻訳装置の導入について再質問いたします。

平成24年度の最新と、平成23年度、22年度、21年度の始良市消防本部への救急搬送件数は何件あり、また、そのうち外国人の搬送件数は何件あったか。また、外国人搬送時の対応状況等について伺います。

○消防長（黒木俊己君） 搬送件数につきましては、23年で3,059件でございます。そのうち23年度は外国人の搬送は0でございます、24年中が2人、22年中が3人となっております。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 市長に伺います。

外国人救急搬送シートを活用して、市民部、福祉部、それから教育委員会等の外国人が来られる窓口では、外国人音声翻訳装置を導入して、外国人が安心して日本を訪れ、暮らしてもらえようとすることは、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先進地の大阪府等におきましては、労働力ということで、外国人の就労者が非常にふえているというふうにも聞いております。

そういう中で、その日本の産業を支えるそういう方々の外国人労働者の方々がふえておりますので、当然、医療にかかるそういう方々もふえているんだらうと、そういう背景から、このような施策が必要というふうにも感じているところでございます。

本市においては、現在、搬送数もそんなに多くないことから、今後、そのような状況が見込まれましたら、対応してまいりたいというふうに思います。

○11番（竹下日出志君） では、4点目の学校・公共施設トイレの整備について再質問いたします。

重富小学校のプール横にあるトイレについては了解いたしました。

教育長に伺います。学校トイレや公共施設のトイレについて、和式から洋式に改善する計画はありませんとの答弁でしたが、市民の皆さんからは、特に地区公民館等については、高齢者の方から、洋式トイレに改善してほしいとの要望がありますが、教育長はどのように考えておられるか、伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 地区の公民館につきましては、もう23年度中に全て、1つは洋式に変えているところでございます。

○11番（竹下日出志君） 学校のトイレを和式から洋式にされるということで、ことしは帖佐中学校で障がいを持つ方が、どうしても洋式トイレに改善してもらいたいということがありまして、早急に対応していただきました。ご家族の方も大変喜んでおられましたので、ご報告しておきたいと思っております。

次に、子育て支援策について再質問いたします。

鹿児島県では、鹿児島子育て支援パスポート事業を実施しております。現在、始良市内で44カ所の協賛店舗が登録されております。

そこで、赤ちゃんの駅マップを作成することで、子育て支援のまちづくりを官民で取り組む考えはないか、伺います。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

今、議員の言われるように、子育てに優しいまちづくりが、市のイメージアップにもつながると思いますので、今後、乳幼児連れの方が外出されやすいように、市内の授乳、おむつがえの可能な施設一覧やマップ等の策定等の検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 円滑な投票のための投票事務の改善について再質問いたします。

視覚に障がいを持つ方への対策として、私は昨年の平成23年第4回定例会12月議会でも提案していますが、選挙公報の音声コードを導入している市町村は調査しておられないか、伺います。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） 選挙管理委員会事務局長の福寄です。どうぞよろしく願います。

議員の質問の音声化につきましては、今のところ、県内実施しているところはございません。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 全国では多数の音声コード化している自治体があるとお聞きしていますが、調査はされておられないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） お答えいたします。

昨年の参議院通常選挙で、全国で19道県で比例代表の選挙公報を音声化したということでもあります。以上です。

○11番（竹下日出志君） 市長に伺います。いちき串木野市では、本年7月に行われました県知事選から、投票所入場券のはがきの裏面に宣誓書を掲載しております。本市でも早急に改善する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 選挙の手續の簡略化ということは、確かに大事なことであろうと思います。そのことで、投票率のアップにつながるのであれば、大変ありがたいことだと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、選挙管理委員長が申し上げましたように、なりすましか二重投票という一方では、問題を抑制しなければならないということもございますので、その辺のところをしっかりと精査しまして、今後に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（玉利道満君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。ここで昼食休憩といたします。午後は13時から開会といたします。

（午前11時41分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

14番、河東律子議員の発言を許します。

○14番（河東律子君） 登壇

本日の午後の1番目に質問いたします、河東律子です。ちょっと風邪引きまして、お聞き苦しい声だと思えますけれども、我慢して聞いてください。

早速、質問に入ります。私は、以下の2点について質問いたします。

1件目、教育環境の整備についてお伺いします。

子どもたちの教育環境に配慮し、心身ともに健全な児童生徒を育てていくことは、私たち大人の責務です。特に、学校内の教育環境の整備につきましては、市の責任においてしなければならないことでもあります。

今までの一般質問の中で何回か取り上げられておりますが、過去の答弁で、環境設備の整備については、建物の雨漏りやコンクリート亀裂箇所、遊具の腐食など、児童生徒の安全を優先している。また、各学校の当初予算請求書の提出、学校訪問時における施設参観時での点検等、年間を通して各学校長から緊急に整備改善を行う必要のある箇所の要望などについては、随時、相談を受けるなどして、各学校の施設整備箇所の把握に努めている、と教育長は答弁されています。

そこで質問に入ります。

1番目、施設や備品の整備は、学校現場からの要求に対して十分対応できているのか。

2番目、学習等に使用する備品はもちろんでありますが、教師が一般使用する備品については、どのような基準で配備されているのか。教師が使用するパソコン、また、印刷機についてお伺いいたします。

次に、建昌小のプールの入り口にトイレがありますが、男子トイレについては便器もなく、セメントの壁がむき出しになっております。また、女子トイレのドアも、もちろんくみ取り式で傷んでおりまして、大変粗末な状況です。改善する必要があると思うが、いかがでしょうか。

次に、運動場に面している1年生の教室の前に手洗い場があります。雨天の場合は、雨にぬれながら出入りをしないと利用ができない状況です。雨よけをつくるなど改善ができないかお伺いします。

2件目、始良市ふるさとハローワークの増設について。

昨年、3月22日、国と始良市の連携により、始良市ふるさとハローワークが開設されました。今まで、国分まで行かなければならなかった始良市民利用者にとっては、大変喜ばれております。

一方、利用者が多く待ち時間が長い、もっと相談時間が欲しいなど、利用者の声があります。建物については、市が行うこととなっております。建物を増設し、職員の増を要求するなど、利用者の要望に応えられないか、お伺いいたします。

以下は一般質問席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の教育環境の整備についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の始良市ふるさとハローワークの増設についてのご質問にお答えいたします。

始良市ふるさとハローワークは、昨年3月22日にプレオープンし、ハローワーク国分から派遣されている職業相談員2人と受付担当の市の臨時職員1人でスタートいたしました。

現在は、利用者の増加により、職業相談員4人と受付を市の臨時職員1人、ハローワーク国分の臨時職員1人で対応しております。

また、求人検索用パソコンについても利用者の増加に伴い、本年4月に1台増設し、現在、8台で対応しております。

昨年度は、1日当たりの平均窓口相談者数55人、求人検索用パソコン利用者数100人となっております。1日最大の窓口相談者数は86人、求人検索用パソコン利用者数は157人となっております。今年度は人員整理などによる離職者の利用も多く、利用者は増加の傾向にあります。

利用者からは、相談窓口や求人検索用パソコンが混み合い、待ち時間が長いとの声などがハローワーク国分へ寄せられており、対応を協議しているところであります。

ふるさとハローワークの建物整備につきましては市が行い、職業相談員の配備などは、鹿児島労働局及びハローワークが担うこととなっております。

オープンして間もないこともあり、今後については、鹿児島労働局及びハローワーク国分とさらに協議を進めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の教育環境の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

毎年、各学校から施設や教材備品等についての要望を上げてもらい、学校規模に応じて予算配分を行っており、学校現場からの予算要求項目については、一定の確保はなされていると考えております。

一部対応できていないものとして、教職員用のパソコンがあります。パソコンは、高額であることや多くの台数の配備が必要になることなどから、全ての教職員に配備できていないところです。

2点目のご質問についてお答えいたします。

教師が使用するパソコンにつきましては、1人に対し1台が基準であると理解しております。

平成21年度学校ICT環境整備事業において、旧始良町では各教室にデジタルテレビを整備し、旧加治木町、旧蒲生町においては、教職員用パソコンを主とした整備がされたことから、始良地区の小中学校において、全教職員へのパソコンの配備が終わっていないところであります。

パソコンは、教職員においても、業務の遂行に必要な機器であることから、今後、配置計画を立て、配備を行っていきたいと考えております。

印刷機につきましては、学校の規模に応じ、1台から3台配置されておりますので、使用に十分対応できているものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

建昌小のプールのトイレはくみ取り式であることから、現在、ほとんど使用されておらず、水泳の授業の際も、隣のプレハブ校舎のトイレを使用するよう指導されております。

今後、児童のプール利用時のトイレとしてではなく、校庭利用者に必要なトイレとして、改修を含めて検討していかなければならないと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

ご指摘の手洗い場は7カ所あり、教室の軒先から約1 m30cmほど離れております。現在ある屋根も狭く、大雨のときなどぬれると思われることから、実施計画の中で他の施設改修との優先順位を勘案しながら、検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○14番（河東律子君） それでは、教育環境のほうからお尋ねしてまいりたいと思います。

私が、この質問をしたと思いましたが、ことしの4月、ほかのまちから転勤していらっしやった先生が、「パソコンが少なくて非常に業務に差し支えがある」というようなお話を聞いたことからでした。

もちろん、私は、もう今まで各学校、先生方1人1台のパソコンが配備されているのがあたり前だろうと思って、疑問にも思ったことがございませんでしたけれども、そこで、これ資料は、もう教育委員会もつくられておる、私がお願いしましたので、つくられておると思うんですけども、各学校のパソコン数と印刷機の数について調査をいただきました。

今、答弁がありましたように、加治木と蒲生につきましては、ほとんど先生方1人に対して1台という形で、パソコンが配備されております。中学校ももちろん、副担任があつたり、小学校は学級数プラス若干の教職員の数ですけれども、中学校は副担任があつたりして約2倍ぐらいですね、の先生方全てに行き渡るような形で、パソコンの配置がされておりました。

また、印刷機につきましても、今、答弁がありましたように、1台から3台ですけれども、大規模校については3台、中規模校につきましては2台というような形で、これは十分だろうというようなご答弁でございました。

私がびっくりいたしましたのは、やはり例えば、柁城小は教職員25に対してパソコンが24台、錦江小17、18。若干、入れかわりがありますので、学級数がふえたり減ったりというのがありますので、その辺のところは誤差が出てくるのかなと思いますけれども、大体、教職員の数にパソコン1台という形で出ておりますけれども、旧始良町を見ましてびっくりいたしました。

建昌小学校、職員数38人に対して5台で、印刷機が2台です。それから、重富小、大きなところから言いますと、22人に対して4台。始良小、32人に対して5台。このようなパソコンの状況でありました。

ですから、先生方は、例えば、もうパソコンで仕事をしなければならないけれども、順番待ちをしなければパソコンが使えない。どうしても、我が家から持ってこざるを得ないんだと。あるいは、学校に持ってこれないとすれば、夜遅く我が家で仕事をしなきゃならない。そういった状況が生まれているのが現状なんです。

私も、例えば、建昌小の38人に対して5台とか、始良小の32人に対して5台、もうこういうのを聞いてびっくりいたしました。

で、学校は今、非常に忙しい状況になっているというのは、いろいろなところで言われております。提出物も非常に多くなっておりますし、また、印刷などにつきましては、金曜日の日は土曜、日曜のいろんな来週のお知らせとかっていうので、またこれも建昌小あたりは2台しかありません、35人の先生。学級は31学級ですが、31学級で2台の印刷機で並んで印刷をしなきゃならない状況というふうなことでございます。

ですから、なぜこのような状況が起こったかということにつきましては、答弁書の中に出ておりま

すけれども、平成21年度学校 I C T 環境整備事業で、旧始良町では各教室にデジタルテレビを整備、旧加治木町、蒲生町では、教師用パソコンを主として整備がされた。そのことから、加治木、蒲生については先生方1人1台という配備がなされ、始良においては、先生方のパソコン数が極端に少ないという今、状況が起こってきたんだろうと思います。

1つ、まず質問いたしますけれども、旧始良町におけるデジタルテレビ、私も見ましたけれども、非常に大きな立派なものが各学級に配置されております。このデジタルテレビの活用・利用はどのようになっているのか。そして、利用頻度というようなもの、それはどのような状況なのかお知らせください。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

以前、各学校にテレビは入っておりました。我々も使ったことがありますけれども、そのころは、教育テレビの番組をテレビで映し出したりしていたのが、主な活用方法でございましたけれども、現在、各学校に入っておりますこの50インチという大型のデジタルテレビは、そのテレビの番組を見るというよりも、実際、子どもたちのノートをカメラで写して、その一人ひとりの子どもたちのノートをみんなで共有したり、あるいは教材として、国語の教科書の文字が全部それに映し出されまして、そのデジタルテレビに映し出された教科書の文字を使って授業を行ったり、あるいは、そのようないろんなその教材を映し出すことによって、子どもたちの教育効果を上げているというようなことで、今、活用がなされているところでございます。

その頻度におきましては、大分、年々、いろんな教材が出回りがして、先生方、各学校、購入しております。DVDを使った授業、あるいは理科であれば、実際の実物のものを写真で撮ってきたものを拡大して授業に使うとか、拡大で写真等活用とかいうのを使われておまして、大分、その活用の頻度も、年々増加しているという状況でございます。

以上です。

○14番（河東律子君） 活用すれば、いろんな活用方法があるデジタルテレビでございます。

ところが、実際においては、先生方に聞いてみました。そしたら、まず、活用のやり方というのは非常に複雑であったり、また、そういう教材をいろいろ出し入れをしたり、これを準備したりあれを準備したりというので、以前は教育テレビがありまして、音楽の時間に聞かせたり道徳の時間に聞かせたりとか、そういうただ放送されていたものを利用して教材に使っている、授業に使っているというような形で授業が行われていたと思うんですけれども、今、いろいろなこういう機器が発達しまして、使いこなす先生方はうまく使いこなせるけれども、大変準備が難しかったり、あるいはなかなか忙しくてそこまで手が回らない。

ですから、なかなか活用がしていないと、しにくいんだというような声も、先生方の中から聞こえてくるんですけれども、そのデジタルテレビの活用のあり方の研究会みたいなもの、それは市全体でやっているのか、あるいは各学校にお任せなのか。

で、先生方の資質によって活用の仕方が非常に違うんですね。先生、これ、全員に聞いたわけではありませんけれども、やはり教師用のパソコンというのが、どうしても足りないというような話なんですけれども、そのようなところ、もう一度、研修とか先生方の活用のあり方とか技術がついていっているのか、その辺をちょっとお知らせください。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

今、先ほど申し上げましたように、年々、活用が広がってきているということは、情報教育担当の者が各学校にはおります。そういった方たちを集めての研修会。

また、先日、ことしから導入されました小学校の外国語活動、これも文科省から各学校にそのデジタルテレビを使った教材が配付されております。ですから、これはデジタルテレビを使わないとできない、小学校の外国語授業でございます。

ですから、そういったのも、実際に全部の先生方に来ていただいて、その活用の仕方等、研修会やっております。だんだんまた広がってくるかと思っておりますのでございます。

以上です。

○14番（河東律子君） せっかく買われたデジタルテレビで、いろんな機器の使い方、教育法のあり方というのも変わってきておりますので、これは大いに活用していただく方向にやっていただきたいというのは、今回のパソコンとは若干違いますけれども、そういうふうに思っておりますが、先ほど申しましたように、建昌小学校では、職員数38人に対して5台のパソコンがある、しかないというのか、あるというのか。それから、始良小に対しては32人に対して5台あると、この辺のことについて、教育長はどのようにお思いですか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど答弁の中で申し上げましたように、平成21年度のICT環境整備の事業において、どちらを選択したかということだと思っております。

旧加治木町、旧蒲生町においては、教師用パソコンをとられたということでありまして、旧始良町においては、そういったデジタルテレビをとられたということで、今後、じゃあ、旧加治木町、旧蒲生町においては、まだ、そういう意味では、デジタルテレビというのは十分整備されてないわけでありまして、逆のことも言えるわけでございます。

パソコンについては、個々の教職員が、自前のものがございまして、当座は自前のもので利用していくと思っておりますけれども、ただ、さまざまな障がい、トラブルを考えますと、やはり全体、同様に整備していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○14番（河東律子君） 今、パソコンについては自前のものがありますがというようなご答弁いただきましたけれども、例えば、学校に自分のパソコンを持ち込んで仕事をするということについては、やはりセキュリティーの問題とか、個人情報の問題とかいろいろ出てくるので、私は問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 今、答弁いたしましたように、さまざまそういったセキュリティーの問題、トラブルの問題も考えられますので、今後は、市として年次的に整備をしていきたいということでございます。

○14番（河東律子君） 今、答弁書の中にも、「年次的に」という、「今後、配置計画を立てて配備

を行っていきたいと考えております」というようなご答弁をいただいているんですけども、加治木、蒲生につきましては、逆に言えば、デジタルテレビがないのよというような、授業にも使えるんだけどということになるわけですけども、やはり私は今、パソコンの質問をしております。

「今後、計画を立てて」というような、これだけではちょっと満足ができないわけですよ。具体的にどのような形で各学校にパソコンの配置をしていけるのか、いく計画が立てられるのか。いつごろからは少しずつでもできていくのか、その辺のところはちょっと答弁できませんか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） お答えします。

今もまず、旧始良町のほうにパソコンがないということ、それともう一つネックになっていますのは、LANの配線がされてないということが問題になってきておりますので、その辺も含めて、現在、我々のところで計画を立てております。

それについては今後の実施計画の中に出していっています。当然、ほかの事業との関連が出てきますので、優先事項とかいろいろ出てくるとは思いますけども、その中でできるだけ整備できるように、我々のほう、努力していきたいというふうに考えているところです。

大体、我々の希望としましては、4年から5年ぐらいの間に配備できればなというふうに考えております。

○14番（河東律子君） ようやく「いろいろ実施計画の中」でとか、「LANの問題」とか出てまいりましたけども、「4年から5年の間には」というような、ちょっと具体的な数字が出てまいりました。

やはり、子どもの教育というのは、もう後返りができないわけですね。今の6年生がちょっと不備だったから、4年生からもう一度やり直しをというようなことは、もうこれ絶対できないわけです。

建昌小学校あたりは大変児童数がふえて、校庭の面積が狭くて、昼時間は学年を分けて運動場を使っているというような厳しい環境の中で子どもたちは今、生活しております。

その子どもたちは、前には返れないわけですね、子どもが、児童数が少なくて、運動場が広くてっていうところで、伸び伸びと運動ができるという状況には返れないわけです。

それで、話が違いますけれども、例えば今、子どもの体力の問題というのは、非常に学力もそうですが、体力が落ちてきているというような、遊びの中で体力を培っていく方向も、昔は一生懸命模索しておりますけれども、そういったふうに、この間は辛抱してくださいよといって、前にまた返れない子どもたちは。ですから、ちょっとでも劣悪な環境を改善していくのは、非常に優先されなければならない状況の中にあるのではないかなと思います。

全体的な実施計画とかいろんなのがあると思いますけれども、そういった中で、できるだけ早目の計画ができるようなふうに、お願いをいたしておきたいと思います。

それでは、次に、プールのところに入りたいと思いますが、先ほど、竹下議員のところでも重小のプールの問題が出まして、これは答弁で「撤去する」というようなご答弁があったんじゃないかなと思います。私のほうの答弁をいただきました中では、「いろんなほかの団体といますか、校外等のいろんな団体等もあるので、校庭利用に必要なトイレとして、改修を含めて検討していかねばならないと考えております」。「撤去する」とは書いてございません。

で、屋内のトイレの改修というの、いろいろ質問にも出てまいりますけれども、絶対に屋外のト

イレも必要なんですね。特に今は、学校の子どもたちだけではなくて、日曜日とか地域の行事とかそういうものが、自治会の行事、校区振興会の行事とか、そういうものが頻繁に行われております。

で、建昌の場合は、プールのところに女子、大変粗末な、私も入りたくないようなトイレが、女子トイレが4個あります。で、男子のほうは、子どもだからいいようなものの、便器もなくて、セメントの壁に向かってじゃあとやるというような環境の中で、ほとんど使っていないけれども、どっちも使うこともあるということですね、っていうような状況でした。

で、何回か私も、夏休みの前、そのあとずっと前とか何回か見ましたけれども、たまには使うんですよね、子どもたち。

それで、プールに行く前も、教室とかでしていきなさいよと先生が言っても、特に1年生の場合なんか、プールのところ行ってからおしっこしたくなる。「先生、おしっこ」、「行ってこい」といってまた行かせるのよとか、「いや、もうそこでいいよ、しなさいよ」とか、やっぱりそういう状況があります。

で、それよりもやはり建昌の学校、去年は多分、運動会のときに校舎を立ち入り禁止で閉め切られた、閉め切っておられました。で、体育館は開放されました。

そうしますと、昼食時間方にトイレに行くのは、ことしは開放されるか閉め切られるかどうかは聞いておりませんが、今度、30日にありますから。運動会の場合は、たくさんの保護者とかおじいちゃん、おばあちゃんを含めてたくさんの人が外部から来ますけれども、使えるトイレは、体育館の東側の男子便所が1個、女子便所が1個というトイレがあるだけだと私は思っておりますけれども、そういうときは、もうとりあえずそのプールの前のすばらしいトイレに入らなきゃならないということなんですね。

ですから、やはりここに答弁がありましたように、校庭利用者に必要なトイレとして改修を含めて検討していかなければならないと考えております。これは考えておられるわけであるんですけども、例えば、施設設備を改修、あるいはやっていく場合には、まず、命に関係があるのかというようなことが最優先になっていきますね。

そういうトイレは、まあ命にはあんまり関係ないわけですね。走って行って、ずっと順番待ちしていれば、用は足せるわけですけども、学校の校庭への活用、自治体の、自治会等を含めて、あるいは子どもたち、少年団とかあると思いますが、そういった実態は、どっかの学校を調べられたことはないですか。

学校の校庭を外部が1年間にどれぐらい使っているのかなというの、私、通告しておりませんでしたからあれですけど、ありましたら教えてください。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） その点については調べておりません。

○14番（河東律子君） 私も、突然言いましたので、ただ、頻繁に使っていることは、これは確かです。私のうちの自治会でさえ、学校に近いですので、年にグラウンドゴルフとかいろんなもので3回ほど使っておりますけれども。

そこで、やっぱりそういう実態等も含めまして、屋外トイレのあり方、先ほど水洗便所をどうかとか、してほしいとかいろいろ出てきているんですけども、屋外トイレについては、どのような方針をお持ちでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 建昌小学校のトイレにつきましては、ちょうど6月の末だったと思うんですが、学校訪問しまして、校長先生から行事予定とかについていろいろ聞いたところでした。

その中で、やっぱりあそこのトイレを壊した、もうあれだけ傷んでいるので、いっそ撤去したらどうかというのは、考えもあるようでしたけれども、実際、でも、なくなってみると非常に困るというお話をそのとき聞いたところです。

ただ、やっぱり重富小学校なんかもなんですが、実際、今、グラウンドを使っている子どもたちがどういう状況で使ったり、やっぱり一般の方がどういう状況で、そのグラウンドでいろいろ行事をされたときには、そこを使っているかということを考えて、その辺も使用頻度とか水とかというのを考えた上で、どこに必要かというようなのを今後、検討していかなければいけないのではないかというふうに、今、思っているところです。

○14番（河東律子君） 各自治体、学校以外でやはり学校を使って、いろんな集会したり、あるいは体づくりしたりというのは進めていかなきゃならない事業だと思いますので、その辺のところは、ほかの学校も、一概にここはトイレが要らないよとか撤去だよとか、あるいはどうだよと、もっとふやしたほうがいいよというのは、学校によって違うのかなというのを思いますので、実態を調べていただいて、建昌のトイレは、運動会、今度もありますけれども、例えば撤去して、しばらくの間は、そこに簡易トイレみたいなものを置くとか、そういう方法も考えられるんじゃないかなと思ったりするんですけど、その辺も含めて、ご検討を願えればいいかなと思います。

じゃあ、次に入りたいと思いますが、学校のこの手洗い場の問題です。

運動場がありまして教室があります。運動場のその手洗い場があるところの教室は大体1年生の教室になっております。で、1年生の教室は4組ありまして、それ行った先にちょっと土間があって、その土間の手前のところには手洗い場もあります。

ところが、教室の前のほうのここが「130cm離れている」と書いてありますけれども、前のほうにつくられた手洗い場、これにつきましては、1年生の前、全部あります。で、廊下のほうには、じゃあ、あるのか、廊下のほうには、もちろん全然手洗い場ありません。

ですから、恐らく学校側が、校舎ができた後、手洗い場がなくて、あと必要だよというので、あの手洗い場をつくられたのかなと、私も詳しく調べませんでしたので思っているんですけども、あの手洗い場、あと校舎をつくった後から設置されているものですか、いつごろつくられたかわからないでしょうか、どうでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 申しわけございません。そのところについては、ちょっといろいろ調べたんですが、私、わからなくて、もっといろいろ古い方に聞けばわかったかもしれませんが、順番がどうだったかというところは、今のところ把握しておりません。

○14番（河東律子君） 1m30cm離れたところの手洗い場の問題を何で私がこんなに言うのかと思われるかもしれませんが、結局、1年生の教室のほうは、ほかに手洗い場がないんですね。ずっと先のほうに行くと、全員が使う手洗い場が、教室の脇っこにあります。そこまで給食時間など、

全員行かないと手が洗えないという状況なんです。

で、先生方は雨が降ったとき、どうなさっているかという、子どもは雨にぬれてぱっと走って行ってぬれて、洗って帰ってくるというのが一つ。それから、先生が子どもが手を洗う間、ずっと傘を差しかけて、そこを子どもが手洗い場までびよんびよんと飛んで行って、洗って帰ってくるというような状況、そういったのがあるわけです。

で、近ごろ、大変ゲリラ雨が降ったり、雨の状況が変わってきております、昔とすれば。しょぼしょぼの雨ぐらいなら、どうにか先生の差しかけで間に合うでしょうけれども、でも、先生が1学級の子どもが全部手を洗うまで、傘を差しかけておかなければいけないというの、これは異常な状況だと私は思います。

それともう一つ、建昌小学校の場合は、給食にお膳、子どもたち全部お盆の上に食器を乗せて、食べた後は、食器は重ねてまた給食室のほうに運んでいきます。このお膳は洗って、そして教室に保管しておくわけですね、重ねておきます。でまた、次の日の給食のときには、そのお盆の上にパンとかおかずとかを乗せてもらう、そういう形をとっていらっしゃるわけですね。

そうしますと、子どもたちは1人ずつ、その給食が終わった後に、その手洗い場でお盆を洗って、拭いて、重ねてあしたに備えるんですけども、それもできない。もう汚れたまま、「はい、そこ重ねておきなさい」、「先生が合間を見て、いつか洗っておくから」というような状況だ。

先ほども言いましたように、大変学校の先生方はお忙しくなっているのに、何でその必要以外のことで時間を費やさなければならないようなことが起こっているというのは、やはりこれはたった差しかけの問題ですけれども、改善していかなきゃいけない問題じゃないかな。これ、命にはかわりませんけれども、大変1年生の先生方は、そういった面で苦勞をされて、で、なかなか改善がされていない、されない。

じゃあ、差しかけをどこにつくるのかと上見ましたけれども、なかなか、ああ、ここならいいんじゃないのと私も思いつくような作りじゃないんですけども、そういった事情についてはご存じでしたか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 先ほど申しましたように、学校訪問のときに、校長先生から、このことについては十分説明を受けております。その後、私も何回か足を運んで、実際、幅とか長さ、その辺も調べてみました。

やっぱり感じますのは、議員のおっしゃるとおりに、幅が非常に狭いということで、実際、雨なんか降ってきたときに、手を洗っておけば、子どもたちがぬれるのかなと思います。

また、横雨等が降ってくれば、結構、ぬれるのかなということで、差しかけもちょっと延ばさなきゃいけないのかなというふうに思ったりしたんですけども、あまり単純に延ばしてしまうと、今度は風が吹いたときに壊れるかなと、いろいろ考えたところです。

これにつきましては、やっぱり全体をもう1回ちょっと見直してみて、差しかけとかその辺のところも考えていかなければいけないというふうに思っております。

○14番（河東律子君） その辺のところを、命にかかわらない問題でも大変苦勞する問題が多々ありますので、ただ、このことについては、建昌小学校からは、今まで上がってきたことはありますか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 要望の中で上がってきています。また、今回の学校訪問のところでも要望として上がってきております。

○14番（河東律子君） 要望でも上がってきているそうですので、ちょっと具体的にどういう形でできるのか。あるいは、見積もり等をとってみるとか、今すぐできなくても、その辺のところを早急にやはり研究をされてみて、子どもたち、先生方に、なるだけ不便を解消するような方向で、そんなにほかのもの比べて、すごい何千万というお金はかからないと思いますので、対応していただきたいと思って、これについては質問を終わります。

次のふるさとハローワークについてですけれども、詳しいご答弁をいただきました。3月22日の日に、去年の3月22日ですかオープンいたしまして、1年ちょっと、4、5、6、7、8、もう1年半近くになりますけれども、その間、相談がふえたりとか、あるいはパソコンの台数がふえたりとかっていう形で、努力はしていただいております。

ここに答弁いただきました中で、昨年度は1日当たり平均窓口相談者が55人、求人検索パソコン利用者100人となっておりますというご答弁いただいたわけですが、この相談者は1日55人、相談窓口が4つあります。今、4つあります。で、パソコンは8台あるんですけれども、1人当たりの相談時間というのは、大体どれぐらいの相談時間がとれるんでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

相談時間につきましては、1人当たり最高で30分、それからパソコンの検索も、時間としては30分ということで設定されております。

○14番（河東律子君） 30分ということは、いろいろ職業相談をする。あるいは、自分に合ったものをパソコンで検索する。あるいは、パソコンの操作がうまくできない方には、恐らく指導もあっているんだろうと思いますけれども、この相談時間の30分ということについては、時間が長いのか短いのか適正なのか、その辺については市長はどうお考えですか、いきなり市長に振りましたけど。

○市長（笹山義弘君） この時間ルールというのが、どのように決まったかは承知しておりませんが、少なくとも検索をしたり、思うところ、そこを検索した後、相談するでしょうから、そういう意味では標準的な時間ではないかと思っております。

○14番（河東律子君） 標準的な時間じゃないのかなというご答弁をいただきましたけれども、実は、私も、そのハローワークにも行って中身見てみましたし、また、国分の所長ともいろいろお話をいたしてみました。

で、1日の件数が55人、パソコンが100人とかあるんですけれども、大体30分しかとれないというのが現実なんですよね。1日8時間の相談窓口を開設するとすれば、今、ここに出てきましたように、1日当たり55人の相談者がおる。パソコンの利用者は100人いるとなりますと、もうこれ以上の相談時間がとれないと。

で、国分の所長に言わせますと、30分では、きめ細かな、本当にその人に心からといいますか、そういったような対応が難しいんだというようなことですね、恐らくそうだろうと思います。

で、私がそこのほうに行きましたときに、「今、やっと落ち着きました」と職員の方が言われたんですけども、それでもパソコン8台、全員使っていらっしやいました。相談窓口4人、全部使っていらっしやいました。そして、待合所に3人待っていらっしやいました。その状況で職員は「落ち着きました、今、ちょっと落ち着いたところです」。

中には、「1時間待ちです」、「2時間待ちですよ」と言う、「じゃあ、もうきょうは帰ります」と言って帰られる、仕事のない方ですから、またいろんなこともあるでしょうから、「帰られます」と言って帰られる方もあるっていうのが実情なんです。

市長にお伺いいたしますけれども、すぐそこですから、行っているいろいろ見てみられて、窓口の方とか語られたことございますか。

○市長（笹山義弘君） オープンして間がないことでございます。そういう中で、こういう経済が厳しい中で就職を探していらっしやる、そういう方々が多いということは聞いております、非常に稼働がいいということで。

ただ、私の立場から申し上げたいことは、この計画は、職業安定所を含めてハローワークのほうで計画をなさっている計画でございますから、その短期の計画というよりも、ある程度の予想されての計画があったかというふうに思います。その計画のもとに、この施設はできているわけでありますから、そこは帰らまして、もしその必要性等があれば、そういう相談なりしていただく。

そして、しかし、それをしていただいても、その設備として当方がそれにすぐ合わせてくれるという状況にはございませんので、当面、今の施設をしっかりと活用していただいて、そして、いろいろとそういう工夫をいただくことが肝要であろうというふうに思います。

○14番（河東律子君） 実際、運営するのはハローワークのほうなんですけれども、市が施設をつくるということになっております。

答弁書によりますと、「利用者からは、相談窓口や求人検索用パソコンが混み合い、待ち時間が長いなどの声などがハローワーク国分へ寄せられており、対応を協議しているところであります」という答弁をいただいております。

「対応を協議しているところ」というのは、ハローワーク側と始良市側で話し合いをしたことがある、あるいはしているということになるんじゃないかなと思いますけれども、その辺のところは、どのような協議があり、どのようなふうに話が進んでいる、あるいは、どういう問題が出されているのか、その辺をお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ハローワーク国分のほうとの協議、内容でございますが、そういった実情につきましては、もうハローワークのほうの方が全て把握されておまして、実際、施設の増設と、それに伴う相談員の増ということになるわけなんですけれども、その増のほうにつきましては、敷地的に可能であるか、増設するとどこにできるかというような話はさせていただいております。

そういうところでございます。

○14番（河東律子君） ハローワークのほうでは、増をして、職員数とかパソコン件数とかというの

をふやして、相談者にもっと丁寧に相談を受けてあげたいという気持ちがあるわけですよね、どうですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 住民サービスからいいますと、そういうことになろうかと思えます。

そしてまた、相談者一人ひとりにつきましても相談内容が違いますので、全て時間が足りなかったりということでもないかと思えますけれども、ハローワークのほうといたしましては、始良だけではなく、今、始良ができたために、国分のほうは利用者も減ってきているであろうし、また、イオンの中につくられていますので、今、そういった3カ所の状況を見ながらといいますか、そのようなことで、今すぐということではなくて、できて間もないということで、今後、協議をしていきたいというようなことでございます。

○14番（河東律子君） そうしますと、ハローワーク国分の所長さんといいますか、国分のほうでは、始良の今のこのふるさと、始良のハローワークを増築・増設してほしいというような、そのようなご意見はどうなんですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 増設してほしいというか、今、実情としまして、待ち時間が1時間ばかり待たれるときもあるというようなことで、そういった利便性を図るためには、増設をして相談員をふやさなければいけないと。

それで、ここに限らず、国分、イオンのほうもありますので、そういったところの様子を見ながらしていきたいと。今すぐにしましょうという話ではございません。

○14番（河東律子君） 今すぐに始良をふやしてほしいということではないと理解してよろしいわけですよね。

で、国分のほうのイオンの中にもあるしということなんですけれども、私は、所長とお会いしている語ったんですけれども、始良の増設ができれば、パソコンの台数とか相談員の増とかというのは、これは我々の問題だから、そっちのほうは国のほうともかけ合ってやれるというようなことで、私には、こっちができればいいんだけど、ぜひ増設が欲しいんだどというふうな話はされたわけですよね。

今、お伺いしていると、ほかのところ、国分もちょっと減っただろうし、あるいはイオンの中にもあるだろうし、始良の場合も、始まってまだ間もない、1年ちょっとですから間もないわけですので、様子を見ながらというような、これは所長のご意向はそうなんですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 所長のご意向といいますか、実際、始良についてそういった現象になっているわけなんですけれども、その分、国分でされていた分がこちらに来たということは、国分はそれだけ少なくなっているわけですし、その相談員の配置とかも、そういった中では、国分だけの問題でできるかもしれませんけれども、現時点では、今できたばかりなので、それとヤマハであったり、あるいはアルバックであったりというそういうようなことで、この辺についてはそれもかなりふえていると。そのようなことから様子を見てというようなことでございます。

○14番（河東律子君） 建物を建てるということは、敷地の問題とか、あるいは駐車場も必要になってくるだろうし、またまち、始良市が出資しなきゃいけないということで、ああ、そうですね、はいはいという問題でもなかろうかと思えますけれども、実際のところ、始良市から国分のほうに行かれていた方、こっちが便利なので、こちらのほうに来られる方がふえて、利用者がどんどんふえてきたということは、これ事実なんですね。

ですから、ここでたくさんの方が利用しているということは、ここに来るのに非常に便利であるとか、あるいは相談に乗ってあげられる、そのあり方ということにもよるかと思うんですけども、利用状況は、去年の4月、これはまだ、そんなに宣伝も行き渡っていないような時期だろうと思いますが、4月は750件、相談件数です。

で、それからだんだんふえてきまして、ことしの1月、1,208人、2月、1,249人、3月、1,294人で、去年の4月からことしの3月までの12カ月で、1万3,762人の方が利用されておりまして、1,177人の方が就職をされている。また、職業を相談したのが6,349人。

志布志ハローワークが早くにできておりますけれども、志布志の場合は、早期の相談者というのは始良より多いですけれども、相談件数が、去年の始良、1万3,764人に対して、志布志は9,727人。ことしは7月までですけれども、始良が5,839人で、志布志が4,027人。こういうふうに始良の利用者という方が非常にふえている。

やはりみんな時間ももったいないですし、相談のしやすいところというところに行くんじゃないかなと思っております。

この答弁の中にも出ておりますように、今、会社が潰れたり人整理があったりという形で相談に来る方もふえてきます。

また、福祉事務所ができて、いわゆる高齢者じゃない、働く能力のある方の生活保護者というのも今、ふえているわけですね。そういった方々に職業のあっせんをしたりして、ちゃんと働いていただける、それが身近なところにあるというような、これは非常にもうありがたいことだし、大切なことだと思うんです。

ですから、できれば、やはりうまいぐあいに1個だけがどうこうというわけじゃないんですけども、例えば国のほうあたりで、そういったような始良が増設してくれれば、そういうのはしたいんだけどというような積極的な呼びかけがあれば、やはり私はそれにまちが応える方向でいくべきじゃないかと思うんですけども、市長、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） やはり始良市というのは、県央のよさを生かしたという、そのまちづくり理念に言っておりますように、まさに利便性が非常によいまちであるということ、また逆に証明しているんじゃないかと思っています。

しかし、事業主体はハローワークでございますので、正式に私は聞いておりませんので、そのことについてお答えするのを持ち合わせませんけれども、今後、どのようなご相談があるか、そのことを受けてどのようにするかというのは、いろいろ敷地の問題含めて、予算の問題等々もあることですので、この場では差し控えたいというふうに思いますが、相談があつてのことだというふうに思います。

○14番（河東律子君） 市長は直接聞いていないのでということでございますが、状況は今、るる申

上げましたような状況で、始良の方々が月々といえますか、利用者が非常にふえてきていらっしゃるということでございますので、やはりそういうのに対応していただきたいと思います。

で、答弁書の中にも、今後また、国分のハローワークとかそういったところと相談を詰めていかなければいけないというような答弁がっておりますので、その辺のところをば、やはり両方がすり合って、向こうもやるよと。始良のほうの、もう建物がふえれば増設していただければ、もっと相談ができるんですよと。で、建物のほうの責任は市が持つわけですけども、その辺のところは、ぜひ住民の方の希望に応えられるように、努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで河東律子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後1時54分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時03分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

皆さん、ご苦労さまでございます。今回は、次の3点について質問をいたします。

1番目ですが、成人式についてであります。

「大人になったことを自覚し、みずから生きようとする青年を励ます」、このことを趣旨に祝日法が制定をされ、成人式の開催は、ほとんどのところで成人の日に行われていたようです。

ところが、近年、地方では、就職や進学で地元を離れる人が多いので、実家に帰省する人が多いお盆や松の内などに開催されるケースも多くなっているようであります。

以下、2点についてお伺いいたします。

まず、成人式のところでございますが、1つ目、現在の成人式実施日の決定の経緯と経過をお伺いいたします。

2番目ですが、成人式の開催日を1月の4日に開催できないか、お伺いをいたします。

2番目ですが、加治木陶夢ランドの環境整備についてであります。

陶夢ランドは、屋内競技場、多目的ホール、多目的広場、子ども広場などがあり、グラウンドゴルフやゲートボールなどのスポーツ愛好者、また、陶芸体験のできる施設でもあり、自然豊かな環境の施設として利用者に喜ばれているところです。

以下3点についてお伺いいたします。

要旨1ですが、陶夢ランドの近くには、キャンプ場などがある、さえずりの森がありますが、施設間の連携をした事業やイベントなどは計画をできないか。比較的市街地に近い場所ですので、地域間交流などが期待をできると思っています。今後の計画についてお伺いいたします。

要旨の2ですが、陶夢ランドは、自家用車の利用者が多く、利用団体が重なったときなど、参加者

の多いイベントなどが開催されるときは、市道への路上駐車があるように聞いております。住民からの苦情も聞いているところです。駐車場の整備は検討できないか、お伺いいたします。

3番目ですが、屋内競技場は、希望の日に申し込んでも、なかなかあいていない状況があります。雨天時にも利用できるドーム施設として拡張はできないかお伺いいたします。

最後の項目になりますが、景観行政の推進についてであります。

総合計画で、本市の現状について、北側の丘陵・山地と南側の錦江湾、豊かな自然環境、また景観にも恵まれ、すばらしい環境を有している始良市であります。今後の施策として、景観の保全と創造に向けた計画の策定を進めることとしています。今後の景観行政の進め方についてお伺いをいたします。

要旨の1ですが、景観行政団体になったことで、本市の将来のまちづくりでどのような効果を期待できるのか。

要旨の2番目ですが、景観行政団体になることで、どのような施策を進めていくのか、お伺いします。

要旨の3ですが、景観計画、条例などの整備の時期について、お伺いいたします。

要旨4番目ですが、本市の代表的な景観資源はどこか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の成人式について及び2問目の陶夢ランドの環境整備のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

3問目の景観行政の推進についての1点目のご質問にお答えいたします。

景観行政団体になることで、景観法を活用して地域の歴史や自然、文化などを生かしたまちづくり、地域づくりを進めることができ、始良市のイメージアップにつながると考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

都市や農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定を行い、景観計画区域や景観地区などを定めてまいります。

景観計画の策定により、景観法に規定された制度及び都市計画法、屋外広告物法、文化財保護法などの活用により、地域の実情に応じた景観形成を図ってまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。

景観計画は、始良市総合計画及び始良市都市計画マスタープランに基づき、都市計画用途地域や各種景観に関する施策等とも連携して策定してまいります。

現在、始良市都市計画マスタープランを策定中でありますので、来年度以降、都市計画区域や都市計画用途地域の見直しを実施した後、景観計画策定及び条例を整備する予定にしております。

4点目のご質問にお答えいたします。

景観資源は、まちの景観を特徴づけるふるさとの景観でありますので、例えば、河川や海岸、山などの自然資源、武家屋敷や石畳などの歴史・文化資源、駅や橋などの生活資源が考えられますが、具体的には、景観計画の中で位置づけてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の成人式についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、本市の成人式は、ご案内のとおり、成人の日である1月の第2月曜日の前日に実施しているところです。

合併前においては、旧3町ともに、成人の日の前日開催としていたところであり、また、合併協議会において、合併後、実行委員会を立ち上げ、協議・調整を図りながら、実施することになっておりました。

始良市誕生後、市内5つの中学校の卒業生代表による実行委員会を立ち上げ、一体感の醸成の観点からも協議・検討をし、式典は統一し、日程については、旧3町の実施日を踏襲して実施することとなりました。

また、合併後、他の事業との日程調整も検討すべきとのことから、昨年度、新成人を対象とした、成人式の日程についてのアンケート調査を実施しましたところ、成人の日の前後の3連休での開催希望が約70%との結果が出ております。

しかしながら、アンケートの結果から、約30%が正月5日までの開催希望であったことや、議員同様の意見をお持ちの方もおられることを踏まえ、教育委員会としましては、昨年同様、ここ一、二年間においてアンケートを実施するなど、引き続き成人式の日程について、検討していくこととしております。

次に、2問目の陶夢ランドの環境整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

陶夢ランドは、平成24年度から5年間、龍門司焼企業組合を指定管理者として管理・運営をお願いしております。

同組合では、これまでも民間のノウハウを活用したさまざまなイベントを工夫し、順調な運営がなされており、また、さえずりの森、龍門滝温泉とともに、情報交換や施設利用者への情報提供などの施設間の連携による利用促進を図っております。

今後も引き続き、陶芸教室を中心とした施設の利用促進について指導してまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。

陶夢ランドでは、年数回ほど大きな大会が開催されておりますが、大会開催の際は、指定管理者から主催者に対して駐車場に関する注意がなされております。具体的には、役員駐車場を離れた場所に設置したり、参加者にはなるべく乗り合わせで出席されるよう、呼びかけるなどしております。

今後とも、事前の注意を徹底するなどして、路上駐車がないよう気をつけたいと考えます。

また、駐車場の整備については、現在、指定管理者側から要望書が提出されておりますので、場所も含めてその整備のあり方について検討してまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。

屋内競技場の予約が希望になかなか沿えないことがあることは、十分に承知しているところですが、利用者が急激に増加しているわけではなく、また、用地もないことから、今のところ拡張することは考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○19番（神村次郎君） 成人式につきましては、事前にペーパーで質問をして、それなりの回答をいただいているところですが、年間のこの市の大きなイベントの行事を変えてほしいと、そういう要望に

なっていますんで、ぜひ一般質問にと思って上げたところでございます。

成人式の参加者についてですが、学生が多いのか社会人が多いのか、そこら辺の比率がわかれば、事前に言っておりませんので大まかで結構です。

それから出席率、それから日程の決め方ですが、最終的には、実行委員会と行政で話をされているようですが、最終的には行政のほうで決めるんですかね。

以上、お答え願います。

○教育長（小倉寛恒君） まず、出席率のほうから先に答弁させていただきますけど、去年の1月が69.67%、ことしの1月が65.1%ということで、比較的に高い出席率でございます。

日程につきましては、先ほど答弁いたしましたように、成人の日の前日、遠隔の地にあっても、前日帰ってきて出席して、また翌日帰ることはできる、いわゆる3連休を利用した形の真ん中の日に成人の日、その成人式は開催しているということで、日程としては、こちらの教育委員会のほうで決定して実施しているところでございます。

出席者の社会人であるか学生であるかということについては、ちょっと詳細に調べておりませんが、これについてはわかりませんということでございます。

○19番（神村次郎君） 今、出席率が大体70ということですが、これは私はそれなりに高い率だなと思っていますが、教育委員会として、教育長としてはどのように感じていらっしゃいますか。

○教育長（小倉寛恒君） これは非常に高い出席率であると思います。

例えば、鹿児島市でありますと、5,000人を超える成人でありますけども、そもそも開催の会場が1,200人しか入らない会場しか用意してないわけでございますので、4分の1、25%も入らないような会場でございますから、そういうことで考えますと、十分この出席率も高く、また全体が会場に収容できる、そういう体制にあるというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 成人の日というのは、自分でも、この年になって、成人の日のことはよく覚えていきます。

私たちのところは体育館でありまして、寒い日でしたけど、親も年とってまして、私、友達と2人で、焼酎を昼間から雪の降る中、飲んだのを覚えています。私、今、この成人式を自分の子どもが成人をする、そういう年になって、本当にその成人式を、成人になったことを祝う、これはやっぱり子を持つ親の最大の喜びだと思います。

水俣病の記念館に行くと、これぐらいの大きなパネルに、もう歩けなくなった娘を父親が抱いた、着物を着せて写真がありますが、そんなものを見ると、やっぱりこの成人式というのは儀式だけど、ここで節目、そして親としてはうれしい、そういう喜びを感じる場所ですが、ぜひ正月にしてほしいというのは、正月が明けて、1週間ぐらいたってまた帰ってくると、で、正月のほうは親戚も集まりやすいし、喜びをあらわす場としてお祝いするとか、派手なことをせんでもいいんですが、それなりにその家庭で、それなりのこの祝う、そのことは大事だと思うんです。

そうすると、1月4日ごろというのは、かねての日、平常日ですので、1日休みをとらなければなりません。やっぱり正月のほうは親戚が集まりやすい。そのことからすると、やっぱり正月のうち

にしたほうがいいんじゃないかと思っています。

で、成人の日になると、1回、学校、それから職場に帰って、また帰ってくると、そういうことになりますので、正月のほうがいいなと思っているところですが、改めて教育長の考えをお聞きします。

○教育長（小倉寛恒君） 成人の日は、これまで人生のいわゆる節目、通過儀礼っていうのはさまざまにあるわけですがけれども、最後のといえますか、そういう大人になるときの最後のイニシエーションでありますので、そういう意味では、やっぱり親、それから親戚ともに祝ってやるということでございます。

できるなら、一番、たくさんの方が集まる場で祝ってやるというのが、それは一番いいことであろうと思います。

行政側の実施するこの成人式につきましては、日程というのはさまざまなのが考えられる。現在、今、調整を図っていかなきゃならないのは出初め式でございます。出初め式をどこでするかというのも、また一つのまだこれ、はっきり固まっていないところでもありますけども、これも含めて、成人式の実施日については、これまでのいわゆる成人の日の前日開催ということ、必ずしも固定的に考えているわけではありません。

これからも、実際に祝ってもらおう人たちの意見を基本にして、これから最終的には固めていきたいというふうに考えております。

したがって、今、ここということについては、まだ定めているということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○19番（神村次郎君） ことしの夏でしたが、マスコミで熊本の産山村というところですかね、小さな村ですが、お盆のほうが集まりやすいということで変えたということが報道されておりました。

今、教育長のほうからおっしゃいましたが、市の大きなイベントが正月に出初めもありますし、ご用始めもありますし、1年の職員600人のこの1年間、働く姿勢を明確にして新たな気持ちで頑張る、そういう日なんで、なかなか難しいのかなと思うんですが、市役所内で、例えば1月の4日に実施することで、障害になるといいますか、バリア的なものがありますね。いや合意形成が難しいというものは、どういう点があるのかお聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 特に、そのほかの業務との調整というのは、調整ができれば、別に重なるといことがなければ問題ないんですが、4日に開催するとなれば、担当課の職員は、三が日は、これはかなり出席して、その準備に当たらなきゃいけないと、これは出てくるかと思いますが、それ以外に大きな支障はないというふうに思っております。

○19番（神村次郎君） 担当の職員が大変だなというのは、私も最初のころ、担当の方とお話したときに、担当が大変だなという話はしたところ。準備を正月にしなきゃならない。正月を除いて準備というのはできないもんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、加音ホールのいわゆる大ホールで実施しておりますけども、そこにはもうその直前にいろんなものがしつらえていくわけでございますので、あらかじめ年内にいろんなも

のをしつらえるというわけにはいかないかと思しますので、そこは無理かというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） なかなか準備が大変難しい、そういった課題もあると思いますが、正月にやってみることもやっぱ検討すべきじゃないかなと思いますので、先ほど、数字で30%ぐらいの人たちが、1月5日までというアンケートのようですが、数字にすると、人数ですと200人ぐらいになるようですので、200人を超えるんですかね。ぜひ、教育委員会内部も含めて、当事者を含めて議論をいただきたい。

それから、アンケートなどの調査をしながら検討をしてみたいということですが、ぜひ保護者とか親戚が集まりやすい、お祝いができる、祝うことができる、そういう立場では、ぜひ正月を検討してほしいと思いますが、最後に市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 成人に当たる人たちにとっては、一生に一度、記念すべき日でございます。こういうことから、やはり始良市になりまして3年目ということではありますが、出席しやすい環境に整えていくということは大事であろうと思いますので、今後とも、アンケート等をしっかりとっていただいて、その新成人の人たちの意見を集約しながらやっていくという必要があると思います。

それと、やはり直前に通知ということにはできないと思います。2年越しぐらいの準備が必要というふうにも思いますので、そういうとこをにらみながら、しっかりやっていただければと思っております。

○19番（神村次郎君） 成人式については、ぜひご検討をいただきたいと。数字的には少ない数字で出ていますが、結構、要望も多いというふうに聞いておりますので、内部の検討をよろしく願いをしたいと思います。

陶夢ランドの整備についてでございますが、さえずりの森とのこのコラボの話ですが、今、情報提供などをやっている、情報交換などをしているということですが、具体的に、何か形に見えるもので何かされているんですかね。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

形に見えるというものにつきましては、今、指定管理のほうでいろいろと計画はされているんですけども、現在のところ、こちらで把握しておりますのは、龍門滝温泉、さえずりの森、ふれあい物産館など、こういう施設に陶夢ランドのチラシを置いてもらうということと、あとは、もう焼き物等のイベントを講演会、文化講演会、そういうものについての特徴の出たイベントを開催するというところで、これのチラシについて、各施設から協力をいただいているということでございます。

○19番（神村次郎君） 今から話を申し上げる屋内競技場の話もしますが、陶芸教室とか、まだ少し数が少ないなと思っています。そんな点から、やっぱり指定管理者に出しているんで、そういった連携ができにくいのかなと私は感じていますが、そこら辺はどうでしょうかね。

○教育部長（湯川忠治君） 確かにおっしゃるとおり、指定管理者にお願いいたしまして、そちらにい

ろいろと提案をしていただいておりますので、こちらの考えていることをそのまま指定管理者にお願いするというのも、なかなか難しいものがございます。

ただ、定期的にご報告もいただいておりますので、その中で、こういう相談はできるかというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 指定管理者に出して、間が入っているのではなかなか難しいのかなと思います。ぜひ、あそこ付近、温泉からさえずりの森、龍門司坂、それからさえずりの森があって、陶夢ランドがあって、西のほうに行くと高岡公園があります。ずっと私、歩いたことがあります、すごくいい場所なんですね。

そういった意味では、もっとやっぱり行政としても力を入れて、自然の中でレクリエーションができると、もうそういう場ですので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

駐車場の問題ですが、要望が出されているということですが、どんな要望が出されているんですかね。

○教育部長（湯川忠治君） 指定管理者から出されておりますのが、駐車場が不足しているということで、周辺の空き地を一応、駐車場にしてほしいということで出ております。

○19番（神村次郎君） 台数も20台ぐらいなのかなと思いますが、やっぱり施設として四、五十台、とめるような駐車場というのは考えられないもんですかね。

○教育部長（湯川忠治君） 陶夢ランドの周辺の空き地と申しますのは、道路沿いにありますちょっと細長い敷地と、あと、陶夢ランドの奥のほう、山手のほうになります。

ここはまだダムが上に、高いところにございまして、ちょっと車の回転も難しいというところもございしますので、もし、そういう50台規模の駐車場を確保するとなれば、ちょっと裏の山を削った形ではないと、できないんじゃないかと考えております。

○19番（神村次郎君） 質問が、駐車場と3番目に拡張ができないかと別々に出してあるんで、ちょっと質問がちぐはぐかなと思ったりしましたが、この屋内競技場で拡張を私が言っているのは、私も、何回かここ何年か、春、秋ぐらいあと1回ありますか、3回ぐらい、あそこの屋内競技場は、雨天の日にグラウンドゴルフができるんですよ。雨が降ったときに、野外でできないときに、あそこの中です、そういったすごくいい施設なんで、私は便利だなと思っています。

ほかにもそういう考え方で借りる人がいるんじゃないかなと思いますが、屋内競技場が1万4,000人ぐらい、1年間に借りるんですかね。1日に50人ぐらいでしょう。で、内容が、施設がテニスとゲートボールは2コートです。なら、50人ちゅや、私、この利用度は高いと思っています。

そんな意味で、あと用地の問題とか書いてありますが、この屋内競技場に限っては、すごい利用度が高いと思っていますが、どうですかね。

○教育部長（湯川忠治君） 確かに、屋内競技場につきましては、運動会等も雨天の場合でも中止、延期することはしなくても済むということで、幼稚園、保育園等の利用もございまして、先ほど言われ

ましたグラウンドゴルフ等の利用もあるようでございます。

○19番（神村次郎君） 1つのこの施設に、私は詰め込み過ぎだと思っています。弓道の遠的ができて近的ができて、それから運動会もできると。今さきほど申し上げましたが、そういったものができる。

この前、私が行ってみましたが、母親と子どものグループ、夏休みでしたが、あそこで輪になっていろいろされていたようです。中身は何かわかりませんが、もう非常に便利なところ。ここに限っては利用度は高い、そういうふうになっています。

そういう意味からして、私は、弓道の遠的と近的は、あそこのドームからやっぱり外すべきだと思いますが、どうですか。

○教育部長（湯川忠治君） 確かに、現在は、陶夢ランドのほうで義弘公の弓道大会等行っておりますが、本来ならば別に弓道場を建設して、陶夢ランドは、こういう室内でできる競技の場としての確保をされれば、理想的であるというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 弓道場については、ここの加治木町の時代からも、そして市になってからも議論があったところです。

次の実施計画で検討という返事でしたかね、回答でしたかね。そういった意味で、ぜひここについては、この弓道場については、教育長、お答えをお願いします。

○教育長（小倉寛恒君） 22年の6月議会、7月20日でしたか、この弓道場設置の陳情書も採択されているところでございます。これについては、私どもも、いわゆる社会体育施設としては優先的に考えているわけでございます。

今後、財政状況を勘案しながら、この弓道場の開設については努めてまいりたいと思います。

ただ、全国大会レベルのというようなそもそもの要望については、なかなかこれは応えられないと思いますが、通常の一般の市民の方が十分利用できるような、そういった施設ができたというふうに考えておるところでございます。

次の実計の段階では、考えていきたいというふうに考えているところです。

○19番（神村次郎君） 弓道場についてはぜひそういった検討を。やっぱり、加治木、始良、始良市には、結構、国体に出た人とか、かなり熱の高いところですので、真剣な議論をお願いしたいと思います。

それから、回答をされていますが、「希望に沿えない格好であることは承知をしている。利用者が急激に増加をしているわけではなく、また用地もないことから」というお答えですが、ここを借用する人は、借りがならんかやほかに行くんですよ。借りないわけです。

急激な増加ちゅうのは、私はないと思いますよ。もう1万4,000ちゅうのは結構入ると私は思っています。

そういった意味で、駐車場と駐車場も含めた始良市の中で、やっぱりドームの型の蒲生にゲートボール1面の屋内がありますが、やっぱり弓道場を別につくって、あそこはあいった格好の施設として

拡張するべきだ。

用地の話が出てきていますが、果たして用地があるのかないのか私はわかりませんが、用地は次の段階だと思っています。

そういった意味で、拡張すると、そのことが先に私は思っているんですが、用地もないことからと挑戦的に書いてありますが、用地というのは、例えば金がかかる、金がかかることを用地で表現をされたんでしょうけれども、そういった用地がないのか、きょうは、もうその議論はしませんが、ぜひご検討をいただきたいと思います。

3番目ですが、景観行政についてです。

景観行政、回答を見ると、もうこのまんまかなと、私が口を挟むところは仕事ですので、ないような気もしますが、私が思っていることを少しやりとりしてみたいなと思っています。

景観行政区画、7月の1日に団体になったわけですが、ひとつ最初にお聞きをしたいのは、市内全体を区域にするのか、一部にするのか、そこら辺、少しお聞かせください。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

景観団体になったことで、景観計画条例を作成することになっておりますが、時期的なものも市長のほうで説明されております。

皆さんのワークショップやら、皆さんのご意向を聞いてからとのことだと思いますが、現在、景観団体として鹿児島県内に、鹿児島市、薩摩川内市、出水とか作成しておりますが、ほとんどが町内全区域を景観区域と位置づけで策定しているようでございます。

そのことから、本市についても、やはり眺望やら景観、始良市の全体のことですので、私の個人的な考えでは、全区域を入れたほうがいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○19番（神村次郎君） 今からつくるといことで、私も聞きづらいところがありますが、個人的な話になるようで残念ですが、景観行政団体になって、お答えを回答を見ると、総合計画がありますよね。都市計画マスタープラン、それから用途地域、これも見直しをすると。都市マスも今年度でき上がるんですかね、そういったものと合わせて策定をしていくというお答えですが、これ、策定ができるまでの間は、この景観行政ちゅうの、景観行政に対する市役所は何をするんですかね、できるまでの間。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えします、すみません。

一応、7月の1日に景観団体になったわけですが、団体になったら、景観団体としてのこれからの取組みを行うというようなこともございますので、先ほど申し上げましたとおり、景観計画並びに景観条例を策定する準備を行っていくと。

このことは、景観策定の基本的な事項でございますが、やはり始良市の総合計画、各種計画がございます。それと、建設部といたしましては、現在、マスタープランを策定中でございますので、マスタープラン、それと都市計画区域内で申し上げますと、都市計画の区域を決定、それと用途と。

それで、景観計画の中にも、やはり建物の高さ、計上、色、その他眺望の関係で規制がございます。それやら、全体的なもう観光的なこともございますので、それらのおおのの計画を総合した形に、

現在、ほかの環境基本計画も策定しております。

それらを見据えた上で、準備段階として今現在、取り組んでいるところでございますので、景観団体としての先ほど申し上げましたが、策定に向けて仕事を進めていくという形になると思います。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 改めてお聞きをしますが、この何か、景観行政団体になった経過がよく私にもわかりませんが、何で、この景観行政団体になったんですかね。県との関係を少し教えてください。

それから、今、おっしゃいました都市計画マスタープランと用途、こういったものが整ってからということですが、いつになるのか教えてください。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

時期的には、スケジュール的には、マスタープランが23、24、それで、都市計画区域が24、25、用途区域が25、26となる予定ですので、この景観計画を策定するのは27年度以降と考えております。

それと、最初の――すみません。マスタープランが昨年度から23、24で、これは間違いはないんですが、都市計画。それと、27年度までに用途見直しについて、これも計画でございまして、なかなか27年度までということは言えませんので、ずれ込むおそれがあります。

ここで、年数的に申し上げれば、景観計画策定に際しましては、28年度から30年度というような幅を持たせていただきたいと思います。

それと、景観条例につきましても、策定後ですので30年度以降と。前のマスタープラン都市計画区域の変更用途見直しが、日程的に2カ年ずつで終わっていった場合は、先ほど、冒頭最初申し上げました年度になりますが、大分時期がおくれるということでございます。

それと、1番目のその経緯については、企画部のほうでお答えいただきたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

始良市は、観光を標榜しております。そういうことで、地域の自然、歴史などを生かしたまちづくりを推進できるということで、この景観法につきましては、景観を守る体系的な法律でございます。

そういうことで、この景観団体になりますと、景観形成上、重要な公共施設の保全、それから2番目として整備の方針をつくりまして、3番目に景観形成にかかわる基準などをまとめております。（発言する者あり）

そういうことで、観光を標榜している市としては、これを活用しようということで、景観団体の申請をしたところでございます。

○19番（神村次郎君） こちらから申請したという話ですが、この28年ちゅうのは、あと5年後ですかね。

幾つか私は質問したいなと思っておりますが、この間、景観行政団体になって、先ほど部長がおっしゃいました。高さの規制とか色とか、集計とか、そういった幾つかの課題が、景観をやっぱり損なわない対策をしなけりゃならないと思うんですよ。

5年ばっかししよれば、これ、穿った考え方をすると、色とか高さとか、このうちに消費税ではありませんが、このうちにやれば、できるんですよ、駆け込みを。

これ、私はもう一つ言いたいのは、答えてくださいね、スタッフが足りないんじゃないですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 始良市は、今回、合併いたしまして、都市計画で申し上げますと、前3町の都市計画区域、それと用途を見直しをすると、区域の決定をし直すと。

用途につきましては、ご承知のとおり、建築基準法上で建物等の規制もごございます。現在、各3地区で、3地区ではございません。始良市と、始良と加治木は用途入っておりますが、蒲生は入っておりませんが、その中で用途区域を確定しないことには、この景観についても建物規制がございますので、その計画が策定、用途の見直しがされた後に景観計画を立て、景観条例で先ほど申し上げました、ある程度の規制をします。

当然、建築基準法上で建蔽率、容積率ございます。それを踏まえて、今度は景観条例で、さらに眺望的な視界を遮るような建物等について景観計画により色、形、高さなどの規制を行い、景観条例でさらに景観について勧告、指導等を行います。

このことから、用途区域等が決まらないとできません。また、鹿児島県の景観団体の状況は22市町村のうち景観計画策定済が3団体、鹿児島市、出水市、薩摩川内市となります。景観条例制定は5団体で始良市の旧町時代の蒲生町まち並み保存条例も含まれています。

○19番（神村次郎君） それでは、景観政策を進める体制はどうなっているのか教えてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。市の景観政策の推進体制は、5部で取り組んでおります。建設部が総合窓口となっております。企画部が商工、観光との連携、市民生活部が環境保全施策、農林水産部が農林、森林環境保全、教育部が文化財との連携をそれぞれ担当して、お互い連携して取り組んでおり、建設部が総合窓口となります。

○19番（神村次郎君） 景観区域はどの区域を計画しているのですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 景観計画を立てた鹿児島市、薩摩川内市では全市を区域に入れているようです。これからワークショップなどを行い決めていきますが、全市がよいのではと考えています。

○19番（神村次郎君） それでは、蒲生のまち並み保存条例は、景観法による条例ができた場合にはどうなるのですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 蒲生のまち並み保存条例について、ご答弁申し上げます。

蒲生地域では、旧町時代から現在まで、武家門や石垣などを、まち並み保存条例により保存しておりますが、この条例は暫定例規でありまして、景観法による条例制定がなされた場合には、その条例に包含することで、合併協議の中で協議されていたものであります。

○19番（神村次郎君） それではここでちょっと教育長にお聞きします。教育長は学校訪問等もされていますが、加治木小学校の校舎側からグラウンドを見るとある広告塔が見えますがご存じですか。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩します。
(午後2時58分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。
(午後2時58分開議)

○教育部長（湯川忠治君） 申し訳ございません。存じ上げておりません。

○19番（神村次郎君） わかりました。それでは、加治木小学校のバイパス側の広告物についてですが、今後、景観行政団体となって、どのように対応をされますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。
道路敷の不法な広告物については、シルバーに依頼して違法広告物の撤去を行っていますが、私有地については現在のところ規制はありません。

○19番（神村次郎君） 以上で終わります。

○議長（玉利道満君） それでは以上で、神村議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。
なお、次の会議は明日11日午前9時から開きます。
(午後3時04分散会)